

(案)

別冊

平成 25 年度 寒川町外部評価委員会 評 価 結 果

○評価結果一覧

事業等の名称	評価結果		掲 載 ページ
	事業の方向性	予算額	
土地改良施設整備事業			1
観光協会補助事業			
自治会活動支援事業			
生活支援型デイサービス運営事業			
はり・灸・マッサージ治療扶助事業			
シルバー人材センター支援事業			
就学援助等事業			
公園等整備事業			
公園等運営管理経費			
広域リサイクルセンター管理運営経費			
救急医療確保対策事業			
健康管理センター維持管理経費			
健康増進事業			

※ 概要説明書等の資料は省略

○土地改良施設整備事業 《産業振興課》

事業の現状・課題	<p>◇ 町所管の農業用排水路の維持管理については、必要な業務を効率的に行っていると言える。しかしながら、相当程度の年数経過により老朽化が進んでいるため修繕の必要な箇所が多く、職員で対応しているものの最低限の処置に留まっている。</p> <p>◇ 町内農業者の状況は、農家数315戸・稲作農家数91戸(平成22年)であって、年々減少傾向にあるが、1千万円以上の費用を掛けている。</p>		
	事業の方向性	現行:3	拡充:2 要改善:1
評価結果	<p>◇ 予算の制約がある中で、農業用排水路の維持管理に必要な業務を工夫して効率的に行っており、評価に値する。しかしながら、農業用排水路の老朽化が進んでおり、中長期的な修繕計画の策定が必要である。</p> <p>◇ 農家数が減少している中で本事業を継続するにあたっては、次の対応が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 本事業実施の必要性に関し、次の点でその意義を町民へアピールすることが必要。 <ul style="list-style-type: none"> ● 農業の振興には、農業用水を安定的に供給する農業用排水路の維持管理が必要不可欠である。 ● 田畑及び農業用排水路は、緑の保全等の環境面や、水害時の排水路等としての役割という防災面で、町民にとって重要な役割を担っている公共財である。 * 稲作農家の意見や希望等を聴取し、今後の施策に反映していくことが必要。 * 農業用排水路としての利用に加え、地域の活性化や経費の軽減などにつながるような有効活用を検討されたい。 		
	予 算 額	増額:3	現行:3
<p>◇ その場しのぎの修繕が、中長期的に経済的かどうかの検討が必要。</p> <p>◇ 予算額のおおよそ7割が負担金であり、必要最小限の額で町所管の農業用排水路の維持管理を行っているが、常に工夫をお願いしたい。(各種委託業務の単純作業部分について、シルバー人材センターを活用するなど。)</p>			

《土地改良施設整備事業に係るヒアリング・協議の内容》

(委員長) 土地改良区というのは町が行わなくてはいけないものなのか。

(主管課長) 土地改良区というのは、組織である。

(担当) 土地改良区は県からの委託事業を行っている。土地改良区は、設立当初から地域の農業者により団体を運営しており、現在も農家の代表者が理事を務めている。構成員は農業者であり、そこから水利権等の関係で利用料を徴収するとともに、県や市町からの補助金・負担金等を歳入として運営しているものである。

(委員長) 土地改良区は、地域の農家の方々が組合を作って、そこで会費も集めているのか。

(担当) 会費と言うよりは、受益面積に応じた負担額を土地改良区に納めた上で水を利用するという形である。そのような収入で、団体運営に係る人件費等の経費を賄うとともに、水路等の維持管理、つまり、用水を最終的に各受益者まで送り込むという仕事を行っている。

(委員長) 町が農業用水について維持管理のためにお金をかけているということか。

(主管課長) 左岸用水路は相模原から茅ヶ崎まで流れており、寒川町内にも流れている。寒川町内に取り入れる用水路が左岸用水路と繋がっていて、そこから寒川に水を引き込むので、その引き込み部分の管理については町が行っている。

(委員長) 土地改良区と町との整備実施に係る違いは何か。

(担当) 概要説明書の「主な事務内容」欄の中間あたりに「県営左岸土地改良区負担金」「左岸維持管理負担金」という2つの負担金を記載している。これが左岸用水路を利用している5市1町で土地改良区に納める負担金の寒川分である。県営左岸土地改良区負担金は、現在、相模原から茅ヶ崎までの区間において、県が国庫補助を得て維持管理工事を実施しており、それに対し左岸用水路を利用している市町でも負担金を納めるというものになる。左岸維持管理負担金は、左岸用水路の草刈りやゴミ上げなどの維持管理に要する費用について、利用している市町でも負担するという性質のものである。

その左岸用水路から寒川町へ引き込むための農業用水路や花川用水路などの維持管理を町が行うということであり、それに係る予算は概要説明書に記載のとおりである。

(委員長) 農家の数や田の面積については、どのような傾向にあるのか。

(主管課長) 農家の数は減っている。稲作農家数も減少傾向にある。農業センサスでは農家戸数が315戸、稲作農家戸数が91戸となっており、20年前と比べると、かなり減っているという状況である。

(委員長) ゲリラ豪雨などの影響で、用水路が溢れるなどの危険性は無いのか。

(主管課長) 溢れる可能性はあり、溢れた場合には一般道や民家に流れる可能性は否定できない。町としても、雨の予報がある場合については水の取り出し口の開閉により調節を行うなどの対策はとっている。

(委員長) 用水路を適切に維持管理していないと、農家の人だけではなく、他の人も被害を被る可能性があるということであろう。水の取り出し口の調節だけではなく、施設が古いのであれば抜本的に施設を改めなくてはいけないのではないか。

(担当) 寒川町の用水路の末端は、東が小出川、西が目久尻川になり、最終的にはそこに用水が落ちていくという形である。大雨という状況になった場合については、左岸用水路にも当然雨水が入りこむため、一旦、左岸本体からの取水をとり止め、町の農業用水路に用水が流れ込まないような措置を取っている。農業用水路が雨水排出の一部を担っているという状況が現実にあるため、取水を制限し、流れを阻害せずスムーズに小出川や目久尻川へ排出されるよう、対応しているところである。また、農業用水路にはゴミなどを引っかけて取り除くための設備があり、そこに物が溜まると雨水流入により水位がどんどん上がってしまうため、下水道課、道路課、産業振興課が連携して、雨の中、職員でゴミ上げ等

の処置も行っている。

(委員長) 花川用水路は老朽化が進んでいるということだが、老朽化が進むと、具体的にどのような悪いところ、影響が出てくるのか。

(担当) 私どもで把握している影響は、地盤沈下によるたるみなどである。

(委員長) 何がたるむのか。

(担当) 用水路は内側をコンクリートで打っているため、繋ぎ目あたりがゆがむことにより、水位が上がったように見えたり、また、その部分から用水が外へ出るなど、もろくなっている可能性もある。コンクリートを昭和 30 年代に打ったところもあり、そういったところについては、もうセメントの部分が無くなっていて、骨材の石だとかそういったものだけが残っている。そうすると隣はすぐ道路であり、道路下の地盤から水路の方へ土が流れ込み、道路が陥没して一般の交通へ支障をきたすというような状況も考えられるため、水路に亀裂や穴が見つかった場合には、早急に埋めるなどの対処を現場で行っているところである。

(委員長) 他の自治体の農業用水路についても、整備したのは町と同じ昭和 30 年代だと思うが、どうしているのか。全面改修などをやっている自治体はあるのか。それとも、応急処置で対応しているところが多いのか。

(担当) 交流のある藤沢市、茅ヶ崎市に話を聞く機会はあるが、やはり全面的な改修という話は聞いたことがない。

(委員長) 補修でどのくらい保つものなのか。

(担当) 難しいところだが、あくまで壊れているところを中心に塞いだり、下がった部分のみを上げたり、という対応である。

(委員長) そのような補修の費用が 25 年度で 50 万円しか計上されていないと思われるが、これで十分なのか。

(主管課長) なんとか対応しているところである。

(委員長) 農業者の満足度は低いとあるが、どのような点で低いのか。

(主管課長) 用水が途中で止まっていて必要な時にすぐ取り入れられなかった、等の問い合わせや苦情を基にした判断である。

(委員長) なぜ入ってこないのか。

(主管課長) 途中で草が溜まっていたり、他の農家が水を取るためにせき止めていた、などの原因がある。

(委員) 利用に関しては、水利組合できちんと決めているのでは。

(担当) 難しいところだが、水利組合でも常時巡回などの対応を取ることができれば問題は起きないのだが、農家の中で対応しきれない部分も当然ある。例えばペットボトル 1 本でも穴が塞がれば、そこから下流に水は行かなくなる。各農家でゴミ拾いなどを行っているが、それが一度奥に入って詰まってしまうと農家個人では対応ができない。連絡を受けて、町職員で対応することになるが、それでも不可能な場合は、概要説明書にある浚渫という形で業者に依頼するということになる。

(委員) 花川用水が流れる時期は。

(担当) 通水時期は、平成 24 年度で 5 月 24 日から 9 月 20 日。今年度においては 5 月 25 日に水を入れ、終わりは 9 月 20 日を予定している。この時期については、左岸用水路自体の通水時期を基に決めている。左岸用水路の通水時期については、水利調整委員会という理事や各地域から出ている役員を構成員とした会議で協議のうえ決定されている。

(委員) 農地法違反がすごくある。農地法は難しく、穴もあると思われるが、どこが取り締まっているのか、よく分からないくらい違反がある。

(副委員長) 農家数・稲作農家数が減少傾向である旨の説明が先ほどあったが、田には公共財としての側面がある、という認識が必要である。田に水があることで水のダムができてることになり、また、熱帯夜の時には田の水により温度が下がるなど、環境面において

も重要な役割を担っているということを町職員は認識し、こういった外部評価等の資料を作成する際にも、「公共財として有効活用されている、町民の皆さんの生活面でもこのようなプラスになっている、という側面があるので、農家以外の町民の方にもご理解をいただきたい」というようなアピールをしていただいで、重要であることを周知してもらいたい。

(委員) 末端の小出川に流れる部分には田があるが、中間部分は資材置き場等になっている。町で何とかできないものか。

(主管課長) 農地法上の農振農用地を資材置き場にするというのは、ほぼ不可能である。ただ、「田を畑に替えて使う」ということであれば、農地造成については認められている部分がある。その農地造成の時に、悪質な業者であれば、誓約書で道路面から50cmとしたのに、実際は1m以上やってしまったという事例も、現実には見受けられる。農業委員会において是正指導は行っているが、是正指導をお願いするという形で、それ以上の権限を持っていないため、やってしまったらそのままになってしまっているという現状もある。農用地が農地以外に使われている場合については、当課でも指導を行い、農業委員会職員と連携して是正の勧告や農地に戻すための指導などを行うが、田から畑へというのは、農用地でもわりとできるものである。添付資料の資料2は、農用地の違反転用の件数である。

(委員長) この無断転用状況というきちんとした資料を作成しても、結局、強制はできない。言われるだけで、何の罰金も科されないから、知らないふりをしてればそれで済んでしまうということか。

(主管課長) もし、この無断転用している農用地を持っている地主さんが、別に所有している農用地を転用したいという時には、この無断転用地を是正してからでないかと認められないということはある。

(委員長) 例えば、無断転用している場合には固定資産税が重くなるなどの措置はないのか。

(主管課長) 固定資産税は現況課税なので、重くなるはずである。

(委員長) 罰金ではないけれども、農用地としての固定資産税軽減措置は無くなるということか。

(主管課長) そのとおりである。

(副委員長) 無断転用している農用地について、現況課税ということで現況の固定資産税を納めることについては、転用を認めているようだとの批判もある。しかし、税法上は現況課税ということになっており、違反転用で農地以外にした場合は農地以外の課税ということになっている。

(委員) 左岸土地改良区への負担金の額に変動はあるのか。

(担当) 左岸維持管理負担金については、土地改良区が存在する限り、継続して納めるものである。県営左岸土地改良区負担金については、先ほどご説明したとおり、県で実施する工事に伴う負担金であるので、工事が終わった段でこの負担金についても終了となる。

(委員長) その工事の施工期間はどのくらいなのか。

(担当課長) 手元に資料がないため、後日回答する。

〔後日回答〕県営左岸土地改良区負担金(ストックマネジメント事業)

平成20年度計画策定。平成21年度工事開始で、当初の予定では平成26年度工事完了予定であったが、現在の進行状況を踏まえ、今後のスケジュールを定める予定である。

(神奈川県農政所管部署に確認)

○観光協会補助事業 《産業振興課》

事業の現状・課題	<p>◇ 寒川神社という大きな観光資源があるにもかかわらず、有効に活用されていない。また、それをいかに活かし、将来の町の観光政策をどうしたいのかという明確なビジョンも感じられない。</p> <p>◇ 町の観光資源に関し、その掘り起こしと活用が不十分であり、PRもできていない。</p> <p>◇ 事業目的を「寒川の魅力を再発見してもらう」としており、非常に受動的である。</p> <p>◇ 観光協会の運営状況について、次の点が問題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 非常勤(月14日勤務)の事務局長に対し、月額約22万円という高額報酬を支出している。 * HPアクセス数やブログ更新回数などからすると、現状ではITを有効に使いこなしているとは言い難い。 * 事務局は、事務局長をはじめ非常勤の職員で構成されており、常勤職員がいないため、それなりの事業規模になってしまっている。 		
	事業の方向性	拡充:3	現行:1
評価結果	<p>◇ 将来の町の観光をどのようにするのか、町民・事業者・町の役割分担等を含めた中長期的なビジョンを早急に作り、内外にアピールすることが必要。</p> <p>◇ 観光資源については、町内の関係団体(工業・商業・農業)との連携が重要である。</p> <p>◇ 町の観光に関し、もっと積極的にアピールする姿勢が必要。</p> <p>◇ 観光協会に関し、次のような改革や取り組み等が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 事務局長については、現行の報酬額であれば、HP・ブログ・ツイッター・フェイスブックなどの観光客増加に有効なITに精通している常勤可能な若手事務局長の公募が可能であろう。新たな観光を模索するのであれば、現体制の抜本的改革が必要不可欠。 * イベント等の事業の充実が必要。駅前広場を活用し、生産農家との連携による直売会の実施など、集客実績を積み重ねるような地道な努力が必要。 		
	予 算 額	増額:3	現行:3
<p>《増額》 ◇ 中長期の計画を策定し、体制を一新したうえで、新たな試みや大きなプロジェクト(北口商店街、寒川神社の参道計画等)を行うのであれば、観光協会の人員や設備などに先行投資が必要になると考えられるため、予算の増額もあり得る。ただし、将来的には独自収入の確保による自立が望ましい。</p> <p>◇ 事業費に予算の20%程度しか使えない現況では、イベント等の充実は困難である。商工会などが中心となり、寒川の観光の方向性を見出すためにも、事業費としての増額が必要。</p> <p>《現行》 観光協会は、会員の確保に努め、自立化を図ることが必要。</p> <p>《減額》 事務局長の交代等を含む現体制の抜本的改革を行わない限り、予算の減額は必至。</p>			

《観光協会補助事業に係るヒアリング・協議の内容》

- (委員長) 補助金について、概要説明書では24年度836万6千円と書いてあるが、観光協会の総会資料では900万円と書いてある。この違いは何か。
- (担当) 収入済額のところに900万円とあり、観光協会収支決算書の表の上に町返戻額ということで63万3千881円としてある。900万円からこの約63万円4千円を引いた数字が836万6千円である。
- (委員長) この返戻額については、観光協会収支決算書の支出の部にも入っているのか。
- (担当) 入っていない。収入済額から支出済額を差し引いて、更に余剰額を町に返して、その残りを観光協会の繰り越しという形にしている。
- (委員長) 事業費補助ではなく丸抱えの運営費補助で、その運営費も半分くらいが人件費だから、余ったら返すということか。事務局長は常勤か。
- (担当) 月14日の非常勤である。
- (委員長) 賃金というのはアルバイト代か。単価幾らで行っているのか。
- (担当) 900円である。
- (委員長) 事務局長の報酬に変動はあるか。
- (担当) ここ数年変わっていない。
- (委員長) 月14日勤務の事務局長で、それなりに仕事は忙しいのか。
- (主管課長) 月14日では対応しきれない部分がある。
- (委員長) 観光協会の資料として「平成24年度収支決算書(総合体育館駐車場特別会計)」というものが添付されているが、これはどのような事業か。
- (主管課長) これは総合体育館の隣にある公園の駐車場を、総合体育館が閉まっている年末年始(12月31日から1月3日まで)の4日間について、町が観光協会に目的外使用を認め、観光協会が寒川神社への参拝客用駐車場として運営するという事業である。そこで上がった収益から、観光協会が委託した業者への諸費用を差し引いた額の半分を町に寄付し、残りを純収益ということで、将来、観光案内事務所を作るための基金として積み立てているものである。
- (委員長) 純収益を年度内の事業費には充てないのか。
- (担当) 観光協会は、商工会に間借りしている状況であり、また、寒川神社の参拝客をどのように町内で回していくのかという点を第一に考えた場合、神社周辺に案内所兼事務所を設けたいという希望があり、その資金を積み立てていくとのことである。
- (委員長) 財産目録を見ると、積立金としては既に289万円もある。
- (担当) これは以前に体育館3階の喫茶室で、観光協会の案内所のような形で運営していたことがあり、その際に出た利益の積み立て分である。それ以前の積み立て分も若干入ってはいる。
- (委員長) 町に寄付をしていると言うけれど、町が他に直接委託すれば、その部分が全て町に入る形になるので、町から97万4千222円の特別な補助を出しているとも言える。総合体育館が休みなのは、年4日間だけか。
- (主管課長) 連続してはここだけである。あとは、隔週月曜日が休みではあるが、連続はしておらず、また、公園利用者がいるので駐車場は開放し、無料である。
- (委員長) 年末年始の営業で、1日73万6千円というのはすごい。736台の車が入り出しているということなので、その時に何か売ったらどうか。
- (主管課長) ご意見のとおり、花とか地場の物を売ったらどうかという提案を担当課から観光協会に行ったが、準備が間に合わないということで昨年度は対応してもらえなかった状況である。
- (委員長) 受託業者は何人くらいで対応していたのか。

- (担当) 6人くらいである。今後も同様に行うようであれば、観光パンフレットを配ったり、町の花やシクラメンを売ったりなど、観光協会に対して指導していくつもりである。
- (委員) 問題は、寒川神社の周りに活気がないことである。食事をする場所もなく、物を売っている場所もなく、神社があるだけである。寒川神社を中心に観光を考えて、そこに観光協会の建物を作ってもしょうがないと思う。町の商店街の人がどれだけ首を突っ込んでいるのか、というのを聞きたい。寒川・宮山駅前前の商店街の店主が、この観光事業に対しどれだけの熱意を持って動くかによると思う。役場がいくら頑張っても駄目だと思う。
- (主管課長) 商工会、観光協会を含めた中で、寒川神社門前町構想という神社南側に土産物屋などの商店を設置し、できたら宿泊施設までも含めて、まちづくりをしていったらどうかという話が検討されていると聞いている。
- (委員長) この財政調整基金積立金は現在289万7千円だが、目標額がいくらで、その目標額で何をやるつもりなのか。
- (主管課長) 目標額までは把握していないが、観光協会としては、神社の周辺、または隣接した場所に事務所兼観光案内所とお土産も売る施設を設置したいと考えている。
- (委員長) 建屋を建てるのであれば、何千万円ってかかるのでは。
- (主管課長) 現存する建物を借りて、中のリフォームをした形で対応したいという考えで、当座の家賃と軌道に乗るまでの家賃等について基金の中で対応していきたいということである。
- (委員長) その必要はあるのか。補助金をもらっても余ったら返してるわけだから、プールをせずに、その分を運営費に回す。そうすれば少なくとも年度あたり180万円くらいにはなるので、180万円あったら1か月15万円くらいの家賃なら払えるので、そのようにした方が良いのでは。
- (主管課長) 観光拠点をみつけたら、すぐにでもそこに拠点を移したい考えである。
- (委員長) 現時点で見つからないのであれば、全部町に返すべきである。言葉は悪いかもしれないが、あぶく銭なのだから。自分たちは何もしないで、町の資産を使って、委託して、90万円も貰っている。使うのであればいいけれど、「いつやるんですか」と聞いても「今はお金を貯めているんです」という話で、使わないでとりあえずプールしているというのはいかがなものか。小さくてもいいから始めて、それから大きくしていくという形にしないと、お金が貯まってからやるというのでは遅いのではないか。
- (担当) 例えば、いつできるかは分からないから、町に全額返してしまい、その物件が見つかった際に「敷金、礼金が必要です」となった時にどこからお金を出すのか、という問題がある。すぐに町からその分を追加で補助することはできないので、このような形態をとっているところである。
- (委員) せっかく寒川駅前を再開発したのだから、駅前に観光協会を作ったらどうか。
- (委員) 神社は神社でやってもらえばいいのではないか。
- (委員) 観光協会は、今やっている事業がいろいろなところで軌道にのり、取りまとめをしているのでは。将来的に長いスパンで考える必要がある門前町の構想はどこがメインでやるのか。観光協会それとも商工会なのか。
- (主管課長) 町としては、民間主体で声をあげていただきたいと思っている。観光協会、商工会、そちらで対応するということになっている。また、神社の宮司さん、町長、商工会会長、観光協会会長の4者で、正式なものではないのだが、今後の観光施策についての懇談会を定期的に行っているところである。
- (委員) 構想についての検討は始まっているとのことだが、この約290万円という基金については、結局、使う先が決まっていないという感じがする。
- (主管課長) 基金と門前町構想とは別である。今は神社に来るお客さんが、そこで買い物をする場所もなく、その情報を仕入れる所もないわけで、神社のそばに事務所を設けて、アンテナショップ的な機能を持ち、事務所も兼ねるような場所を作りたい、という考え方で

ある。

(委員) 目星はあるのか。

(主管課長) 神社周辺でいくつかあっているようだが、交渉の部分があるので詳しいところまでは聞いていない。

(委員長) 現状分析はどの程度しているのか。寒川神社には年間 180 万人来るとのことだが、そのうち年末年始の 4 日間で何人くらいの人があるのか。また、公共交通機関で来る人が何人、車で来る人が何人、などの内訳に関する部分までの分析などはされているのか。

(主管課長) していない。

(委員長) そうしないと、観光協会をどこに置いたらいいのか分からないのでは。自分の経験からしても、駐車場に車を置いたら、駐車場と神社の往復だけで、神社の外側に観光協会があっても結局行かないと思う。だけど、公共交通機関で来る人がある程度いるということであれば、逆に駅のそばに観光協会を作ったほうがいいと思うので、やはりそのへの現状分析をきちんとするべきだと思う。

(副委員長) 町として、行政の施政として、寒川町の観光をこれからどのように持っていきたいという施政は何かあるのか。

(主管課長) 現状を言うと、大きな目玉というのは寒川神社しかないもので、まずは、町民の皆さんに寒川町の観光資源だったり、イベントだったり、そういった部分で町の再発見をしていただいて、町に誇りを持っていただき、「寒川ってこんな良いところなんだよ」というふうな環境を作っていきたい。新しい観光資源を作らなくてはいけないのも十分承知しているが、歴史と伝統の中で培われてきた資源もある。ガイドマップにもいろいろ観光資源があるので、こういったものを活用して観光を推進していきたいと考えている。やはり、おもてなしということが大事であるため、まず、自分の家に人を招く時にはどうするかというと、やはり玄関や家の中を掃除したり、庭を掃除したりということで、環境を整えて招き入れると思う。食事をご馳走する時には、外の物ではなく、自分の家の近くで採れたものでおもてなしを思うし、また帰りに何かお土産を持たせるのであれば、地元のものを持たせるということになると思う。その考えを広げて、町の観光に当てはめていくのが、まずは地域資源を生かした魅力ある観光づくりをする策ではないのかなと考えている。

(副委員長) もう一つ先を見てもらえないか。というのは、この委員会でも過去に取り上げたが、現実に何千万円と注ぎ込んでいるのがツインシティ構想。これだけ大きな事業で、町としても相当なお金を注ぎ込んでやろうとしている。あれができれば駅前観光どころではない。町として、こういう施策を打っていくのなら、観光事業としても将来を見据えた上で見解を示して、町民、商工業、農業の方々と一緒に「こういう方向に持っていきたいんだ」ということを議論していただければ、大変有難いと思う。

(委員長) 町民や関係団体等を巻き込んだ、寒川の観光に関する協議会のようなものは何かあるのか。

(主管課長) 現在は特にない。

(委員長) それをやらないと、何も始まらないと思われる。例えば、寒川神社という観光資源があるのだから、それをどういうふうに活かしていくのか、きちんと話し合う場が無いと、「お金をちょっと貯めてます」とか「場所はどこですか」みたいな担当者レベルになってしまう。寒川神社は正月に駅を利用する人が多いから観光協会が音頭をとってシャトルバスにするなどの大きなイベントをやらないと。今の人員体制がアルバイトを含めて 4 名しかいないので、大きなことはできないと言っていると、今と変わらない状態が今後も続き、町からの補助金は 800 万円でそんな多く無いように見えるけれど、10 年たったら 8 千万円なので。だから、やはり抜本的に何かを考えてやっていかないと、という気がする。

(委員) 外国人に対してのアピールは何かしているのか。

(主管課長) 町関係部署と連携して、県の「新たな観光の核づくり事業」というものに寒川

も手を挙げてみようかということで、いろいろと検討は行った。結果的に言うと直前で断念はしたのだが、縦貫道もでき、羽田や成田からのアクセスも良くなるので、寒川独自といとなかなか厳しいので、横浜、鎌倉、箱根、大山などの中心に寒川は位置していることから、寒川にも立ち寄ってもらえるように検討を進めたいと思う。

○自治会活動支援事業 《協働文化推進課》

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 自治会活動交付金は昭和58年開始で、すでに30年が経過している。独自収入確保に積極的で、かつ、地域コミュニティの醸成に活発な自治会、活動が停滞・マンネリ化している自治会など、各自治会の活動内容に差があるにもかかわらず、定額分と加入世帯数による算出分とを併せて一律の交付金を交付していることは疑問である。(自治会活動に関する補助のあり方の近年の傾向としては、活動補助から個別具体的な事業への補助という形態への移行が多い。) ◇ 自治会活動交付金は、行政事務の円滑な推進を図ることを目的として、各自治会が行政協力事業等を実施することに対して交付している側面もある。 ◇ 自治会加入率は75.3%(H25.7.1現在)で、年々低下している。 				
評価結果	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">事業の方向性</td> <td style="text-align: center;">要改善:2 拡充:1 現行:1 抜本的見直し:1</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 町として、地域コミュニティの醸成や活発な自治会活動の促進を図りたいのであれば、積極的に活動している自治会に手厚く補助を行うべき。自治会活動交付金の交付額に関し、実施事業等の実績や行政への協力度により決定するなど、交付にメリハリを付け、活動の活発化を促す制度に改めるべき。 ◇ 自治会への加入促進に勤めるとともに、各自治会の特性に応じた指導や支援に努められたい。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">予 算 額</td> <td style="text-align: center;">現行:4 減額:2</td> </tr> </table>	事業の方向性	要改善:2 拡充:1 現行:1 抜本的見直し:1	予 算 額	現行:4 減額:2
事業の方向性	要改善:2 拡充:1 現行:1 抜本的見直し:1				
予 算 額	現行:4 減額:2				
結果	<p>《現行》事業実績や行政への協力度等を加味した場合、交付金増額となる可能性もあるが、予算の総額内で、活動に応じた配分を実施することにより、増額を抑えられたい。</p> <p>《減額》自治会活動交付金については、交付の対象となる事業メニュー等を提示し、その実施事業に対し交付するなどの制度変更を行うことにより、予算の減額を図られたい。</p>				

《自治会活動支援事業に係るヒアリング・協議の内容》

(委員長) 自治会の活動費の補助だが、他の自治体だと活動費補助というのは少なくなってきているのではないか。例えば「街灯を取り替えてくれるから」とか「広報を配るのだったら、いくら」とか。活動まるごとに活動費補助というのを出しているところはだいぶ少なくなってきている気がするが、そのへんの考えどうか。活動交付金といって「ざっくり世帯数でいくら」って町がお金を出してあげるのは、他の市町村でも少なくなってきている気がするが、近隣の状況は知っているか。

(担当) 細かい内容までは掴みきれてない部分があるが、近隣の藤沢市ですと「事務費交付金」という名称であったり、また茅ヶ崎市ですと、自治会運営交付金ということで「運営交付金」という名称になりますけれども、交付金がある。実際その中身が事業費補助に特化しているかどうかはわからない。

(委員長) 自治会に結構その市町村からお金っていくと思う。例えば1,000万円で集会所を新築するなら、半分まで補助すると結構手厚い。なのに、なんで運営費まで面倒見なきゃいけないのか。ちょっといくつか出していただいた町内会の資料を見ると、わりと自治会会費が少ないと思う。今日ここで見せていただいているのは3千円のところが多い。あと、一之宮西は年間2千円。だから安い感じがする。

(担当) 自治会ごとに消防費や赤い羽根募金ですとか社協の委員会費なども入っている場合もあり、それぞれの自治会のほうで実績報告の中で取扱の範囲が若干違っているという場合があるかと思う。

(委員長) 今回提示いただいた他の町内会のその決算報告書を見ると一部しかないが、一之宮も補助金全体の中でいうと、活動交付金が半分超えている。それから新町自治会、ここも補助金全体の半分超えている。活動交付金ってざっくりすぎて、お金足りてるから、町内会費も別にあげなくてもいいっていう感じがする。自治会の組織を自分たちで自治の精神でやっていただきたいと思うと、結構町から他にも補助金が出てくるから活動交付金というかたちは要らないんじゃないかなという気はする。

あと、自治会長連絡協議会補助金の24年度決算見込額25万円ですが、これの具体的な支出の内訳分かるか

【資料提出】

(委員長) 自治会の組織率75.3%は神奈川県で見ると高いほうか。

(担当) 県内としてのデータは持ち合わせてはいないが、近隣と比較しますと、茅ヶ崎市が平成25年度79.8%というのがある。

(委員長) 町として自治会に何らかの地域コミュニティの情勢を図って欲しいということだったら、活動費交付金じゃなくて、「こういう事業をやってくれたら、これをあげるよ」みたいな形のほうが、やってもらえるのではないか。そのほうが、コミュニティの活性化に繋がると思う。

(委員) 町長が、盛んに「現場の声を聞いて来い」と言っているが、自治会活動がどのように運営されているか。例えば小谷自治会に行って、行政情報の地域内周知だとか、親睦活動、高齢者への敬老だとか、そういうことが行われているかどうか、確認をする意味でというより、町の人はどういう考えを持っているかどうか、聞いてきてそれを行政に活かしながらというふうにするにはいいのではないか。

(主管課長) 一つの手段として、地域担当職員というかたちで7月1日より管理職の部課長が地域の自治会の定例会に参加し話を聞いたり、行政の情報も報告している。これは月に1回行っているが始まったばかりなので、まだ模索をしている状況となっている。

(委員) 新町の活動を見ると、すごく参加人数が少ないような気がするが、小谷を見ると沢山事業をやっている気がする。

(主管課長) 自治会によって差があるが、町内の中でも小谷自治会は、わりとまとまっている。自治会だけではなく、例えば、子どもの見守り隊も実施していたり、夜間パトロールが組織の中で、一つのまた別組織のボランティアを作っている。小谷自治会はそういう意味では活発な活動をしている。

(委員長) 自治会によって差があるのに、一律でその世帯数で活動交付金をあげるというのはおかしい。低調なところにもあげて、活発にやっているところにもあげて、活発にやっているところのほうが年会費が高い。消防団にも補助金で76万5千円も寄付金をあげている。

(主管課長) これは昨年、小谷消防団が県大会だったので、県大会だと他の自治会でも結構そういうふうになっている。

(委員長) 毎年あげている訳ではないのか。

(主管課長) あげていない。毎年のはもっとだいぶ低い額を、各自治体会で、自分のところの地域の消防団に出している。

(委員) 交付金12万円は定額一定交付か。これは大きな自治会も、小さな自治会も同じなのか。

(担当) この12万円に関しては一緒となっている。

(委員) 世帯数で処理するべきではないか。

(担当) 交付要綱上でいうと12万円というのは、行政協力事業という位置づけになっている。事業の内容としては、行政からの依頼事項であったり、委員の推薦、各種行事への参加・PRなどということになっている。

(委員) 一生懸命やっているところと、やっていないところが差がでてくると思う。

(委員長) 本当に違う。小谷だと収入の内、自治活動交付金というのは6%となっている。だけど、岡田新町は、繰越金を除いた収入の内、28%が補助金となっている。

(委員) 私事で申し訳ないんですけど、去年、我が家は衛生班だった。それで生ゴミの回収やプラスチックごみの回収だとか、ある意味ではカラスを撃退する為に、毎週2回私立ってたんですよ。そういうのもこの交付金の中に入っている訳ですね。それで、回収が終わった後クレゾール液を撒いて臭いがしないように、衛生管理もしていたんですけど、これもそういったことも自治会の仕事として、この交付金の中に入っているということか。

(担当) 衛生指導員の謝礼としては環境課からいっている部分もあるかと思うが、その衛生指導員以外の部分でも地域の件ですとか、美化活動も含めて、そういう部分については行政協力事業ということの範疇になる。

(副委員長) この交付金は主旨からして「皆さん交付金をあげますから、自由にお使い下さい」と「その代わり、役場の事業に協力して下さい」といちいち全部事業につけている訳ではないと思う。

(担当) 交付金ですので、事業内容のほうはもちろん要綱上はある程度は書いている。

(副委員長) だから、自治会に自主的に「こういうことにお使い下さい」といちいち「この事業はいくらで、いくらで、やりなさい」なんて言うことではなくて、そのまま自治会の自主性に任せて、基本的には「1世帯いくらであげますから、ぜひ行政としてのご協力をお願いしたい。だから税金を注ぎ込んでこういうことをやって下さいよ」と。いちいち紐付きで「ああしろ、こうしろ」ということまでは指図はしていないではないですか。私が聞いたのは「法人格のない自治会がありますか」ということで、法律が改正になって法人にできるようになりましたね。町としては、法人格にさせようとする姿勢というのはないですか。他の自治体では、改正になって法人格にしている状況の中で、町として「法人格の自治会は今後も取り組む予定がありません」というご回答だが、そのへんの姿勢が見えないなということで、法人格を押しつけたちにすれば、やはり加入率も上がってくるのかなと感じはするがどうか。

(主管課長) 法人格については、今後検討したいと思います。

(副委員長) ぜひ検討して下さい。

(委員長) 自治会は地域のコミュニティを作るところで大事だと思う。でもその時の交付金の在り方が、一律というのは、活発な自治会とそうでない自治会があるので、今のままでいいのかと思う。例えば活発にやっている自治会とそうでない自治会にもし、差をつけるのであれば、世帯の数よりは、活動の交付金なのだから、総支出額の5%までとかにすると、ちょっとしかやってないところにはちょっとしかいかないし、頑張ってる所は、他にも自分たちでお金を集めてくるわけですから、そこには5%というのだったら、活動が活発なんだから、という意味だったら、交付金でもいいかなという気がする。

本当だったら、できれば活動交付金じゃなくて事業費補助金みたいなほうが適切かなという気はする。今回出していただいた資料があまりにも活発なところと、そうでないところとあって、すごく差がはっきりしている。そのへんのことについて、主管課は何かどういうふうを考えているのか。

(主管課長) いまのところ、自治会によるが、例えば毎年変わってしまうようなところと、ずっと自治会で同じ人がやっているところと、考え方が違ってくるところと。各自治会の運営の仕方は、自治会員の長の方だとか役員の考えになっていると思うので、大きな変革というのはどうかと思う。

(委員) 交付したからには、交付した分だけ活動してもらわなくてはならないような、考え方になると、今度どうやっていけばいいのか。

(委員長) 地域性があると思う。古くからいて、活発なところと、新しくきてなかなか馴染めないところなど、結局その自治会にとって活動費交付金というのは別に貰って当然と思って、有難い感じではなくなってしまったのではないか。

(副委員長) 定額交付金の12万円について、月1万円は行政の協力をするのには少ないのではないか。

(委員長) 上げたからって何か事業をやってくれるのかどうか。

(副委員長) 事業ではない。これはあくまでも行政協力。行政がお願いしたもの、そういう意味でのものだと思う。

(委員長) 結局その、「協力しているから、だからお金を頂戴」ということではなくて、自治というのはその地域で固まっていなくて何かいざという時に動けないので、それは自分たちでやるのが当たり前ってところに、今まで自治会にお金あげるよって言うので、全国的にも活動費補助じゃなくて事業費補助に動いていってるというところで、月1万だから別に少ないから良いじゃないかっていうのはおかしいと思う。

(副委員長) 「良いんじゃないか」ではなく、「少なすぎるんじゃないんですか」ってことです。

(委員長) 「少なすぎる」というのは、自治ですから。「回覧板やるのすごい大変なんだけど」と言っても、それは自分たちにとっても必要な情報だと思う。それなのに「やっているのだから、月1万円じゃ、少なすぎるんじゃないの」というのはどうかと思う。

(副委員長) それは感覚の問題だと思う。自治会長など役員をやると、本当に12万円でやらせるのっていう気になる。

(委員) そういう意味で12万円って言う訳ではないのではないか。その意味が分からないのだが、大変だからというのであれば自治会費の中に大変な仕事やった人に報奨金みたいな予算をつけてはどうか。

(委員) これは交付金。

(副委員長) 自由に使って良いってことではないか。

(委員) 一定額について気になる。やはり大きいところには多く付けるべきだと思う。

(副委員長) 世帯数で200円を掛けているのでいいのではないか。

(主管課長) 確かに基本は12万円で、プラス世帯数となっている。

○生活支援型デイサービス運営事業 《高齢介護課》

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 本サービス対象者の最大母数9,413人に対し、サービス利用者の実績は25人で、全体のわずか0.2%に留まっている。また、当該利用者1人あたりの町補助額は年間約22万6千円で、一部の利用者に対し高額の補助を行うことは、公平性の観点から問題がある。 ◇ 類似事業である一般高齢者アクティビティ教室、二次予防事業対象者アクティビティ教室と本事業とを比較した場合の、本事業サービス利用者への厚遇(昼食代の補助等)の理由が明確でない。 ◇ 類似事業は介護保険事業特別会計予算により実施されているのに対し、本事業は町一般会計予算の一般財源により実施されている。 ◇ 利用者はすべて女性であり、男性向けのプログラム設定等が不十分である。 ◇ 周知方法が民生委員の任意による声かけとなっており、本サービスを必要としている高齢者に広く公平に周知されているか疑問である。 			
	事業の方向性	要改善:2 拡充:1 現行:1 休止・廃止:1		
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 本事業は、上記「事業の現状・課題」欄のとおり、公平性の観点から問題があるため、一般財源による単独の事業としては、即刻廃止すべきである。なお、廃止する際には、類似事業の提供メニュー・サービスを多様化するなどの措置も検討されたい。 ◇ 類似事業は、毎回定員を超える応募があり、需要も高い。本事業と類似事業との統合(介護保険事業特別会計予算による実施)を検討し、多くの高齢者のニーズに応えるべきである。 ◇ 男性向けプログラムの開発など、男性も参加しやすい事業展開の検討が必要。 ◇ 限られたごく一部の高齢者に周知するのではなく、『高齢者ガイドブック』などの周知資料を対象年齢の高齢者がいる家庭に配布するなど、公平に周知する工夫が必要。 			
	予 算 額	増額:1 現行:1 減額:1 なし:1		
<p>《減額》 類似事業との連携・統合により効率を高め、予算減額を図られたい。</p> <p>《増額》 男性の参加と人員増を含めた増額とする。</p>				

《生活支援型デイサービス運営事業に係るヒアリング・協議の内容》

(委員長) 1つ目の質問の回答について、平成22年度から24年度の対象人数は同じ人か。

(主幹) 同じ人とは限らない。

(委員長) 目的にある「介護保険で非該当と認定された高齢者」は24年度で寒川町では何人だったのか。その内何人の人が申し込んでいるのか。さらに25人の人が24年度に申し込んでいるわけだが、そのうち、介護保険の非該当と認定されてない人達というのは何人なのか。あるいは、いま「ずっとやっているのか」と、じゃあそれと3年目の人は何人、2年目の人は何人。そのへんを教えてください。

(主幹) 何年目というのは、いま参考になる書類を持っていない。

(副委員長) 「介護保険で非該当と認定された高齢者」というのは、高齢者というのは65歳か70歳以上が認定を受ける介護保険の認定がいて、それから外された方というのが相当数いるのではないか。

(主幹) 相当数ではない。

(委員長) 委員の事前質問で「参加募集はどのようになっていますか」ということで、回答が「定期的な参加者募集は行っていません。民生委員や家族からのお話で」と記載されているが、今まで民生委員が「行かれたほうがいいんじゃないですか」と言ったけど、「いや、行かない」という人も結構居るといふことか。

(主幹) 女性の方は「こういうのがありますよ」と言われると「行ってみようかな」と周りから促されて行く方もいるが、男性の方のほうがそういった時に拒否をする方が多いという話を聞いている。

(委員長) 私が知りたいのは、だいたいその引きこもりがちな人は何人くらい居て、その内何人くらいがここにきているんだろうというのをとても知りたい。参加率。これ一人あたりで見ると、22万6千円お金をかけている。その22万6千円というのが妥当かどうか。例えば「引きこもりがちな人のうち80%がこれでケアをしますよ」というのだったら、それは妥当だと思うのだけれども、5%とか10%の人たちに22万6千円をかけているのであれば、公平性な観点から見てもいかなものか。だいたいどのくらいの人たちが本当の対象でそのうち25人というのはどの程度の参加率なんだろうというのがとても知りたい。

(主管課長) 引きこもりがちな方が何人かというのは把握をしていない。全部を回らなければいけなくて、把握するのは難しいと思う。

(委員長) 例えばひとり暮らしの方というふうに限れば分かるのではないか。

(主管課長) ひとり暮らしの方というのは、包括支援センターに全部回らせている。

(委員長) 65歳以上のひとり暮らしの家を包括支援センターが全部回っているのか。

(主管課長) 70歳以上となっている。

(委員長) 70歳以上でひとり暮らし。それは何人なのか。

(主管課長) 住民登録上、一人という事で登録されている方ですが、年間1年区切って年間70歳以上で999人、ちなみに65歳以上で9千人強です。23年度から回っているが、一応70歳以上は全部回ることやっている。

(委員長) 類似事業で「一般高齢者アクティビティ教室」「二次予防事業対象者アクティビティ教室」というのがあるが、これの参加人数はどれくらいなのか。

(主管課長) これも参加人数が25人となっている。

(委員長) それは定員ですか。

(主管課長) 定員です。

(委員長) 定員が25人でそれを何回やるのか。

(主管課長) 一般高齢者が月2回行っている。

(委員長) それは通年か。

(主管課長) 6か月ごとで年2回やっている。

(委員長) それは満杯になるくらいか。

(主幹) 抽選で決めている状態である。

(委員長) 月2回抽選で、何人くらい応募が来るのか。

(主管課長) 50前後は来ている。

(委員長) 受益者負担というか参加費はいくらか。

(主管課長) 参加費は、教材費と食事代1回400円、片道50円の送迎代となっている。

(委員長) 実際にかかっている金額はいくらか。

(主管課長) いまちょっと数字はわからない。

(委員長) 後ほどでけっこうなので、類似事業であるこの2事業についても、詳細な説明をお願いしたい。定員や月に何回やっていて、抽選の倍率など。それから参加費と実際に町が負担している金額。今すぐは出ないか。

(主管課長) 今すぐは出ないので、後日提出する。

〔後日回答〕 ページのとおり

(委員) 行っている場所はどこか。

(主管課長) ふれあいセンターで行っている。

(委員) 利用者450円と多少の徴収はあると思うが、これは予算の中に入っているか。

(主管課長) 別に貰っている。

(委員) 高齢者の集まるような、そういうアクティビティとかあるが、もっと他にも趣味の教室とか、自治会単位で何かやってるとか、いろいろ高齢者の方々が集まるというのは実際、町でどれくらいあるのか。

(主幹) 把握はできていない。健康課で行っている事業もあり、町民センター、公民館講座等あるので、全部の把握はできていない。

(委員) 自治会独自で行っているものはないのか。

(主幹) 自治会でサロンのものを開催していたり、社協でもそういった高齢者のサロンを開催している。

(委員) これは、1日行っているのか。

(主幹) 4時間半行っている。

(委員) 利用者の方は月に何回くらい利用しているのか。

(主幹) 週1回で、月に4回。年間で48日間という契約をしている。

(委員) 要支援や要介護が付いている方のデイサービスは月1回程度なのか。

(主幹) 介護度によって変わる。要支援で週に1回、2回程度である。

(副委員長) 昼食代250円と書いてあるが、250円で食べるとしたらどんなものなのか。

(主幹) 特別養護老人ホームに委託をしているが、そこで出している食事と同じような物をそこで作って持ってくる。食材費については250円だけでは間に合わないので、その足りない分については、町からの委託料の中に入っている。

(委員長) それがいくらなのか。だから、一人あたりいくら補助をしているから、本当は500円のところが250円とか、そういったことを教えてもらいたい。

(主幹) 後日回答する。

〔後日回答〕 ページ

(委員長) 結局他も一緒なのか。また一般高齢者アクティビティ教室とか二次予防とかはお昼代は出ないのか。

(主管課長) 出る。

(委員長) ではそれも同じなのか。同じ250円。

(主管課長) 生活支援型デイサービスは250円だが、一般と二次予防については、400円もらっている。

(委員長) こっちも 400 円にしたらいいのではないか。一応ひとり暮らしできる方であるならば。

(主幹) ひとり暮らしとは限らない。同居の家族の方が昼間いない、日中独居と言われているケースで、日中一人になって、外に出られない方も対象に入っているのだから、一人暮らしの方だけではない。

(委員長) 委員からの質問では、「定期的な参加者募集は行っていません」ということだが、周知はしていないのか。

(主幹) 周知はしていない。

(委員長) ホームページはどうか。

(主幹) ホームページには入れている。

(委員長) でも、募集はしていないのか。

(主幹) 一定期間を設けた募集はしていないが、こういったサービスがある、ということで随時募集という形にしている。

(委員) 人数的には、25、26 人だが、今後男性の参加を増やすということは、いずれ人数を増やしていきたいという方向性なのか。

(主管課長) 現状は、一般会計でこの事業を行っているが、今後は類似事業である一般高齢者アクティビティ事業、これは介護保険の費用を使ってやっているのだが、こちらの方に吸収合併をして、もう少し大きくやろうではないかということを考えている。

(委員長) 是非、そういうのは書いていただきたい。

(委員) 特別会計から出るといえるのか。そうすれば男性も入ることができるのか。

(主管課長) 経費がもう少しかかるが入れる。

(委員) 介護保険になかなか入れない人もいると思う。リハビリをしたいが、要介護がつかないので自分でやらなければいけない。だが、スポーツジムや町の施設でリハビリをするには人が付いていないから、そういう所には行けないとか。要介護、要支援が付いてない人でも、そういうちょっとした手助けが無いとできない、という方が中にはいるので、そういった方たちを対象とした事業なのか、それとも別の括りがあるのか。

(主管課長) 少し前までは、老人保健事業を行っており、そちらの方で機能訓練という事業があったが、この介護保険事業ができた段階で、その事業は廃止されている。それまでは健康課で機能回復訓練ということで、募集をかけていた。福祉事業か健康事業かというのがまたそこでいろいろと領分がありまして、役場内部の話だが、できないものですから、今は高齢介護では福祉事業ということで行っている。

(委員) 一般的に高齢者が増えてくるので、介護保険といっても行き詰まる。寒川町は一番高いとか二番に高いとか、という噂がある。

(主管課長) それは、第 2 回目の保険料の改定の時に間違えてことにより、第 3 回目の時に大幅に増になってしまった。現在は県下では真ん中くらいとなっている。

(委員) 町としての負担がだんだん窮屈になってくると思う。

(主管課長) 経費になるので、その分の割合では必ず出さなければならない事業、お金になってしまうから、高齢者が増えて、介護保険を利用すればその分増えていく。

(副委員長) 今説明を伺って、この人達も介護保険料を納めていると思うが、課長の説明ですと、一次、二次の類似事業には介護保険料を使った形の中で施策打っていると。本事業については、福祉という立場から、福祉事業ということから介護保険が外れた形で税金を注ぎ込んでいる、という理解でよろしいのか。

(主管課長) はい。

(副委員長) 逆に言えば介護保険ができたのだから、それに入れ込むことも、あくまでも町の施策ですので、その一環として行うということならば、その中で行うことは可能なのか。

(主管課長) それは可能である。

(委員長) 今それを考えているのか。

(主管課長) 次期の計画改定が27年度からスタートするのだが、それには間に合わせたいと考えている。

(副委員長) 先ほど委員長からの質問にもあったが、ここで対象者が女性と男性がいると思うが、女性が何人、男性が何人というのはわかるか。

(主管課長) この生活支援型デイサービスだけは対象者が何人というのは把握できてない。実際には非該当になった方は把握できるが、民生委員が地元で相談を受けて拾ってくるという方については、全体を把握してないものなので、その報告がきていない。

(委員) 最初に、認定、非認定といいますか、ケアマネの人が入らないのか。

(主管課長) 申請には入る場合と入らない場合がある。家族が直接という場合もある。

(委員) 該当者と面接はするのか。

(主管課長) 該当者は見る。

(委員) 民生委員は立ち会わないのか。

(主管課長) 民生委員は立ち会わない。

(委員) ケアマネはどうか。

(主管課長) 通常は家族が立ち会う。

(委員) 立ち会いは家族だけ、それと役場の担当者か。

(主管課長) 介護認定の場合には専門の調査員が役場にいる。

(委員長) 一般高齢者アクティビティ教室と二次のアクティビティ教室の参加者の平均年齢とか幅とかそういうのがあったら教えてほしい。二次の方も抽選なのか。

(主管課長) 抽選になる場合もあるが、二次予防の方は、特定高齢者把握事業、これは二次予防事業把握事業ということで、アンケート調査をやった結果で「あなたは身体機能が危ない」という方に対して募集をかけている。

(副委員長) デイサービスの委託を受けているところは何人くらいで面倒を見ているのか。

(主管課長) 4人である。

(委員長) 4人で25人。

(委員) それは全部千寿会からくるのか。

(主管課長) はい。このほかに「今日は切り紙をやりましょう」というと講師の先生が来るので、それも含んでいる。

(委員長) 民生委員の人が声をかけるというが、自ら引きこもりがちであるとは言わないと思う。本当はもっと対象者が居るのだけれども、家族自体がこの制度を知らなかったら、出せないという状況があるのでは。

(主幹) 相談の電話をいただいたり、家族が申請するという方については相談の電話等で紹介をしている。

(委員) それだと、イメージ的にはあまり広くは広げないで本当に困っている人だけという感じがする。

(委員長) 本当に困っている人が使えているのであればいいのだが、本当は困っている人がいるのに、その人のところには届いていない可能性もすごくあると思う。

だから、ここに行けている人は手厚く、年間22万6千円も町から補助してもらっているが、そうでない人はどうなるのかという感じはする。

《事務局から高齢者ガイドマップを配布》

(委員長) これはどうしているのか。70歳以上のひとり暮らしは全員配布なのか。

(主幹) 全員配布ではない。民生委員にお願いをして、配ってもらっている。民生委員が、お年寄りのご家庭との顔つなぎ等もあるので、それで持っていかたちをとっている。

(委員長) 配布もいいが、一応70歳以上には全戸配布したほうが良いのではないか。これでは周知も徹底しない。高齢者全員に行き渡るようにすれば、周知の部分では公平性が保たれると思う。

○はり・灸・マッサージ治療扶助事業 《高齢介護課》

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 開始から既に36年が経過している事業である。開始当初にはそれなりの意義があったと思われるが、要介護度4又は5の高齢者を在宅介護している家族と75歳以上の高齢者に対し、健康維持及び増進を目的として、はり・灸・マッサージの3種のみを補助対象としている本制度は、現在の多様化した利用者のニーズに合致していないと思われる。 ◇ 利用対象者の最大母数3,995人に対し、利用者数は409人(うち、在宅介護している家族の利用は3人のみ)で全体の10.2%に留まっており、少数の利用者に補助を行っているという現状は、公平性の観点から問題がある。また、町民の健康維持及び増進という観点からすると、費用対効果が非常に低いと言える。 ◇ 神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金を得ているとはいえ、平成24年度の町負担は総事業費の5割を越え、約174万円を支出している。また、利用者に関し、所得制限などは設けていない。 ◇ 近隣自治体においても、近年、同事業を廃止しているところが多い。 		
	事業の方向性	休止・廃止:3	抜本的見直し:2 要改善:1
評価結果	<p>《休止・廃止》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ はり・灸・マッサージの3種のみを補助対象としていること、また、利用者数が対象者数のわずか10%であることから、即刻廃止とすべきである。 <p>《抜本的見直し》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 一部高齢者の経済的負担軽減として利用されている本事業は、妥当性に欠けるため、抜本的に見直す必要がある。補助対象者を在宅介護している家族に限定するなどの制度改正を行い、制度周知に努力されたい。ただし、この制度改正により神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金が受けられなくなる場合、又は制度改正後に周知を徹底しても利用率が上がらない場合には、廃止が妥当である。 <p>《要改善》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業開始から36年経過していることを踏まえて、町民の要望に応える事業展開に関する検討が必要。また、利用率が低い在宅介護者への周知徹底を図られたい。 		
	予算額	なし:3	減額:2 現行:1
	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業を廃止することによる予算額「なし」が望ましいが、即時廃止が難しいようであれば、廃止に向けた段階的措置を検討し、減額とすべきである。 		

《はり・灸・マッサージ治療扶助事業に係るヒアリング・協議の内容》

(委員) 対象が75歳以上であるなら私も貰えるのか。制度があるのを知らなかった。周知はどうしているのか。

(主管課長) 広報に掲載している。

(委員) 広報だけか。

(主管課長) 個人個人に郵送等に行っていない。広報またはホームページで周知している。

(委員長) この制度は、昭和52年度からなのでもう既得権化しているのではないかと。最初ももしかしたら意味があったのかもしれないが、例えばこれが構想日本の事業仕分けだったら、ほとんど廃止にされてしまう。なぜかという配布対象が3,995人だが、申請がその内の10.2%なので、あまりにも不公平である。公平性の観点から適正といえない。また、昭和52年だから、はり・灸・マッサージかもしれないが、ほんとはもっとメニューがあっていいと思う。はり・灸・マッサージ屋の産業支援みたいになってしまっている。リフレッシュしてもらうためや、元気になってもらうのであれば、はり・灸・マッサージ以外にたくさんある。かなりの自治体で昭和52年頃にこの制度を始めた。だけど段々少なくなってきて、神奈川県内33市町村のうち実施していないのが14市町村、さらにここ数年で廃止したのが5市町ある。流れ的には廃止の方向に進んでいるがどう考えているのか。個人的な考えでも構わないので教えてもらいたい。

(主管課長) 難しいところですが、私も年寄りがいなければ止めても構わないと思うが、お袋や親父がいて、たまに行こうかいうときにこの券があると、もらってきよって話になるので、それは難しいです。今まであったのに役場は辞めてしまったのかという話になる。中々難しいところだと思っている。ですから12枚出している自治体もあるし、3枚しか出していない自治体もあるが、前回2枚減らしたときにも色々なところから苦情が入り、今回制度を仰いで年齢を引き上げて4枚にしたという形になっている。

(委員長) 対象が、はり・灸・マッサージというのはあまりにも限定されすぎだと思う。

(副委員長) 平成24年度409人申請者がいましたが、券を発行した人数は何人ですか。

(主管課長) 発行した人数も409人です。

(副委員長) 申請すれば全員貰えるということか。

(主管課長) 全員貰える。

(副委員長) この制度に該当する人は3,995人いますが、その該当者が全員手を挙げてきたらどうするのか。ある程度予算の範囲内でやろうとすれば、当然振り落としをかけると思うが。

(主管課長) 振り落としはしないで補正等で対応する。

(委員長) はり・灸・マッサージを受ける場所は、登録すれば良いとのことだが、全国どこでもいいのか。

(主管課長) 町内に限る。

(委員長) だとすると、やはりニーズに合っていないと思う。例えば、はり・灸・マッサージで1万円だとしても、効果があるところに行きたいという人だったら、川崎なり横浜なり行くと思う。なのでもし周知をもってしていたとしても10%しか利用されないかもしれない。もし、国庫補助がないんだったら、もっとたくさんの市町村が辞めていると思う。

(主管課長) 単独で行っているところもありますし、この制度を利用してる所もある。

(委員長) 国庫補助が46.2%入っているが、この制度を辞めたら今入っている国庫補助は違う事業で使えるのか。

(主管課長) 他のメニューに入ることは出来ますし、申請をしなければ他の団体にいつてしまう。

(委員長) 国庫補助を要望出来るメニューの中で、他に該当するものはないのか。

(主幹) 高齢介護課で申請しているのは、敬老会事業となっている。敬老会事業については、後期高齢者分を、こちらの補助の申請をして補助をもらっている。

(委員長) はり・灸・マッサージの補助を辞めたら、敬老会事業の方に補助はまわるのか。

(主管課長) 敬老会の予算が少ないので、その部分の所にしか入らない。

(委員長) 少しは上澄みされるのか。

(主幹) 敬老会事業の補助は、ほとんど満額に近いのでそんなに変わらないと思う。

(委員) 寒川町の中で、このはり・灸・マッサージを受けられる場所は何カ所あるのか。

(主幹) 15カ所ある。

(委員長) 1回受けるのにいくらぐらいするのか。

(主幹) それは定めていない。前は3,000円としていたが、今3,000円だと項目が少なく、来た方がいろんな項目を複合してやることが出来ないで、そのメニューにしないでほしいという要望があった。

(委員長) もしかすると、4枚綴りで1万円で、1回で一気に使うことも可能なのか。

(主幹) それは出来ませんということを町からは言っている。ただ、実際どうかはわからない。

(委員長) ここ数年で廃止した市町を教えてください。

(主幹) 24年度で終了したのが平塚市、23年度で終了したのが綾瀬市、あと終了年度が分からないが二宮町・座間市・伊勢原市となっている。

○シルバー人材センター支援事業 《高齢介護課》

事業の現状・課題	<p>◇ 高齢化が進む現在において、町の高齢者の就労促進を目的として、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設置されている寒川町シルバー人材センターに対し支援を行うことは妥当であると考えます。しかしながら、その支援としての補助金については、次の点から額の妥当性に問題があると言える。</p> <ul style="list-style-type: none"> * シルバー人材センターの職員(常勤)4名の人件費補助として、約2,100万円の補助金を町から支出しているが、この4名という体制は、県内他市町のシルバー人材センターと比較した場合、職員数が多く、町からの補助金も多い。(例えば三浦市のシルバー人材センターの場合、常勤職員2名で、国庫補助金は870万円と寒川町より多いが、市補助金は1,100万円と、寒川町の約半分である。) * シルバー人材センター職員の給与は町職員の給与と同等であり、一般の民間企業と比べた場合、かなり高額であると言える。赤字経営であるにもかかわらず、設立当初からの経緯だとして明確な理由もなく、公務員試験を経ていない職員の給与を町職員と同水準にしている。 * 本事業は、平成21年度外部評価の対象事業となっており、その際に町の方針を「シルバー人材センターの自立を進めるため、民間からの受注拡大を図り、運営に必要な経費や職員人件費を賄えるよう見直しを進める。」としているにもかかわらず、現在まで大きな改善が行われることなく、ほぼ同額の補助金が支出されている。 		
	事業の方向性	要改善:2	抜本的見直し:2 現行:1
評価結果	<p>《要改善》</p> <p>◇ シルバー人材センターの自立に向け、自主財源確保のため、民間からの受注増と職域拡大を強力に推し進められたい。</p> <p>《抜本的見直し》</p> <p>◇ 赤字経営であっても町職員と同等の給与が保証されている現状では、経営や営業に関して職員に改善を促す動機付けに乏しい。県内他市町のシルバー人材センターでは、寒川町シルバー人材センターより職員数は少ないが、受注金額が高く、市町補助金額を低くしているところもある。ベンチマーキング※を行うなど、抜本的見直しが必要である。</p> <p>◇ 配分金額に対する事務費の割合を、現状の8%から、職種により割合の幅を持たせるなどの工夫を検討し、運用されたい。</p>		
	予 算 額	減額:3	現行:2
	<p>◇ 組織に見合った職員構成及び給与にする、企業努力により大幅に受注を増やす(町事業の委託を含む)、などの取り組みをシルバー人材センター指示し、町補助金は大幅に減額。</p>		

※「ベンチマーキング」とは、同じプロセスに関する優良・最高の事例(ベストプラクティス)を分析し、業務効率向上へとつなげる経営手法。

《シルバー人材センター支援事業に係るヒアリング・協議の内容》

(委員長) 職員 4 人の年齢と年収を出していただいたが、かなり高めの気がする。町職員と比べるとどうなるのか。

(主管課長) 同じです。

(委員長) この方達は、町からの出向ではないのでは。なんで町と同じにする必要があるのか。同じになった経緯があると思うのだが。

(主管課長) その当時、設立するときに町と同じ金額にした。

(委員長) それだと答えになっていない。民間で儲かっているならたくさんお金を払うことはいいと思うが、シルバーはお金がなく困っていて、町から人件費補助を受けているのになぜ町と同じなのか。

(主管課長)

(委員長) 答えられないということか。それと 4 人体制になったのはいつからか。4 人でないとまわらないのか。

(主管課長) 今はわからない。

(委員長) 資料 4 で、国の補助金は基本的に会員数等により定額補助と書いていますが、710 万円の会員数の幅を教えてください。

(主幹) 国の補助金というのは、町の方から経由するのではなく、シルバー人材センターが、県のシルバー人材センター連合会からまた全国連合に申請し、国から全国シルバー人材センター連合会に補助金が入るで、国の補助金について詳細は把握していない。

(委員長) 710 万円というのは、ここ数年同額か。

(主幹) 平成 22 年度に国の事業仕分けで少し下がった。

(委員長) 資料 4 で、会員数等の定額補助ですから、補助金と同じであれば、他市町のシルバー会員数は同じくらいだと思う。寒川町は多すぎではないか。21,783 千円町から補助金を出しているが、例えば、綾瀬市は国から同じく 710 万円補助を受けているのに、市からの補助は 950 万円となっている。また、愛川町は 700 万円国庫に対して、町からの補助が 700 万円。なんで寒川町は愛川町の 3 倍出しているのか。もっと会員数の多い小田原市シルバー人材センターでも 1,000 万円しか市から補助していないのに、なぜ寒川町は 2,100 万円なのか。逆に言うと、ベストプラクティスという考え方があり、会員数はほとんど同じなのに、市町村からの補助金が少なくて済んでいるところは、どういう運営をしているのかを視察とか、分析をされたことはあるのか。

(主管課長) それについては、シルバー人材センターで行っている。その地元にあった事業があるので、寒川町でいうと半分が公共事業、その他、庭掃除・枝きりであったり、民間企業から受けたりしているのだが、その場所によって、民間事業所から出る事業が多かったり、役所からの事業が多かったりしている。

(委員長) 分析は細かくしているのか。

(主管課長) している。

(委員長) 例えば、愛川町のシルバー人材センターは国からの補助が 700 万円町からの補助が 700 万円だけど、それは単純に受注事業が多いからか。それとも人件費が少ないからか。

(主管課長) それはある。

(委員長) その辺をきちんとされたらどうかなと思う。単純に受注数が多いと言われても、愛川町がそんなに民間受注が多いのかと疑問に思う。受注数の違いによるのであれば、企業努力はしないのかという話にもなってしまうので、どうして寒川町が 2,100 万円出しているのか理由が知りたい。

(副委員長) 正規の職員を 4 名も雇っていれば、人件費がかかるのは当たり前。他の市町村

は非常勤で運用して全体の運営をまかなっている。見ればわかるので、課長であるならば、正規の職員でかかえている人件費があるがためにそれだけの補助金がかかっていると説明をしていただかないといけないと思う。

(委員) 小田原は、特殊の地域なのか。約 10%しか市から仕事を出していない。後は全部、自助努力となっている。

(主管課長) 寒川町が特殊で、小田原市のように民間企業が 2 億何千万も出す契約をしていただければ、町の補助金も少なくて済むと思われる。

(委員) 企業努力をしないのであれば、正規職員でなくてもいいのではないか。

(委員) 公共事業が約半分ですが、この公共事業は入札しているのか。それとも随意契約なのか。

(主管課長) 入札をしても、民間企業では相手にならない。賃金の 8%しか事務経費を入れていないので、民間企業では無理だと思われる。

(委員) シルバー人材センターで支払っている委託費は、何を委託しているのか。

(主管課長) 詳細を把握していないので、後日提出します。

〔後日提出〕 ページのとおり

(委員長) 高齢介護課は、シルバー人材センターの所管課でシルバー人材センターを指導監督される立場だと思うが、資料 4 のような神奈川県内のデータが出てきたときにもっと精査したりはしないのか。

(主管課長)

(副委員長) ふれあいセンターの使用料が無料になっているが、これを裏返せば、町の補助金と同じ。こういうことから手厚くシルバー人材センターに町としてバックアップしているという所がみえてくる。ふれあいセンターそのものをシルバー人材センターにお願いしているのか。

(主管課長) 事務所は指定管理を受けてもらっていて、その他の部分については無償でお願いしている。

(委員) 冒頭のお話で、非常に経常費が厳しいから来年度は補助金の額の増額も検討しているとのことだが、絶対に増額しないでいただきたい。他市が少ない人数で企業努力をしてやっていて、補助金が少なくて済んでいて、なおかつ規模も大きいのに、どうして寒川はそうじゃないのに常勤職員数は多くて正規なのか。またなんで町の職員と同じ給料なのか。

(主管課長)

(委員長) 常勤の理事は何人いるのか。

(主管課長) 1 人である。

(委員長) その方は、22 万円の範囲内という話だが、いくらぐらい貰っているのか。

(主管課長) 月額 21 万円ぐらいとなっている。

(委員) 町には監査権限があるのか。

(委員長) ある。

(委員) 監査人は課長が行っているのか。

(主管課長) 町の監査を受けている。

(委員長) そのとき意見等はないのか。

(主管課長) 事務監査なので意見等はない。

(委員長) 退職金規程も後日でいいので出して貰えるか。

〔後日提出〕 ページのとおり

(委員長) 事務費を 8%しか取っていないんだったら、9%にしたらどうか。あるいは、会員に謝って 12%とかにすれば良いのではないか。自分たちで身を削れなければそう思うしかないと思う。

(主管課長) 受取事務費を 12%にすると、今度は民間からの事業が惹かれてしまう。

(委員) 民間と植木屋さんの競争になるということか。

(主管課長) その棲み分けが難しく、あまり多く庭木をいじってしまうと、今度植木屋から圧力がかかってくる。

(副委員長) 公益社団法人ですよ。目的は公益性を持った法人ですから儲けなくていい。儲けなくていいってことは、収支が同じでいい。収支が同じと言うことは町から税金を注ぎ込んでいるから同じで出来る。そういう状況の中で、主管課の担当課長が赴いて、自立を考えるよう促すことが必要だと思う。

○就学援助等事業(小学校・中学校) 《学校教育課》

事業の現状・課題	<p>◇ 本事業の主な支援対象は、小中学校ともに準要保護世帯であるが、準要保護世帯に対する就学援助費については、平成17年度から国庫補助が廃止されている。</p> <p>◇ 所管課では、次のことを課題として捉えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 援助が必要であるにもかかわらず未申請である保護者が潜在的に存在すると考え、より効果的な制度の周知徹底が必要。 * 日本語を習得していない外国籍児童生徒の保護者に対し、制度説明を十分に行うことができていない。 	
	事業の方向性	現行:4 要改善:1
評価結果	<p>◇ 生活保護を受けている世帯(要保護世帯)は国から手厚く保護されているが、準要保護世帯は国庫補助が廃止されているという状況下で、教育の機会均等と子どもの教育を受ける権利を保護するために、本事業は現行どおり継続すべき事業である。なお、世帯収入の正確な捕捉が困難である以上、現行の所得制限に新たな条件等の追加を行って、更なる公平正を確保することは難しいと思われるが、準要保護の基準の明確化や審査の精度向上など、更なる努力をお願いしたい。</p> <p>◇ 援助を必要としている世帯に適確に援助できるよう、外国籍の世帯を含め、更なる制度の周知徹底に努められたい。また、援助費・奨励費が適正に使用されるよう、保護者としての自覚を促すことも必要である。</p>	
	予算額	現行:5
	<p>◇ 外国籍世帯への周知については、町独自のものを作成するのではなく、先行自治体や県の支援団体を活用し、経済的・効率的に実施することにより、予算の増額を抑えられたい。</p>	

《就学援助等事業（小学校・中学校）に係るヒアリング・協議の内容》

（委員） お金は、保護者に直接わたっているのか。

（主管課長） 就学援助費に関してはわたっている。特別支援学級の児童生徒に関しては、学校を通して現金で支給している。

（委員） 東京の方で両親が違う形で使ってしまう、結果的に学校に入らないといった問題になったことがあったと思うが、そういったことに対する苦情等は町にはないのか。

（主管課長） お支払いをいただけないといったケースはあるが、その場合には、保護者の了解を経て、学校長の口座に入れ、必要な経費に関しては学校であらかじめ天引きし、保護者に渡すといったことにしているため、特段、直接的な苦情は来ていない。

（委員長） 要保護者と準要保護者のそれぞれの平均支給額を教えてください。

（担当） 把握をしていない。

（委員長） 要保護者の方は、対象になっているものが少ないので、要保護者の平均支給額が下がって、準要保護者の方が上がるのか。

（担当） そうです。

（委員長） それがいくら位なのかが知りたい。

（主管課長） 平均を出していないというのは、学年とか学校により、例えば校外活動費が異なるので、そういった意味での平均を出しても意味がないので出していない。

（委員長） 要保護者はどれくらいで、準要保護者がどれくらいなのかざっくり知りたい。

（担当） 例えば小学校2年生ですと、準要保護者で5万7000円くらい。要保護者については、校外活動費のみで1700円くらいですので、要保護者と準要保護者では大分差がある状況となっている。

（副委員長） 要保護者は、国・県から補助金が出てるが、準要保護者は出ないのか。

（担当） 出ません。

（委員長） 各近隣自治体が準要保護者に出す金額というのはバラバラなのか。

（担当） 概ね同じとなっている。

（委員長） 何を基準に上げたり、下げたりしているのか。

（担当） 学用品費というのがあり、国が予算単価を決めている。それに基づき、町では支給を行っている。また、他の市町村についても概ね同じように行っている。

（委員長） 対象も他の自治体と同じか。

（担当） ほぼ同じ。

（委員長） 準要保護者に対しては、支給対象となっている学校納付金について滞納はないのか。

（担当） ありません。

（委員長） 事業開始年度から60年余り経っているが、制度の改正は結構あったのか。あるいは、5、6年の間で大きく制度が変わったことはあるか。

（担当） 数年の間では、改正等を行っていない。

（委員長） 目安となる年間総所得上限額についても改正していないのか。

（担当） 目安になっている所得については、大きな変更はない。ただ、就学援助の基準倍率というものがあり、こちらについては、平成18年度に1.5倍未満だったものを1.3倍未満に改正している。

（委員長） 基準倍率とはなにか。

（担当） 就学援助の認定をする上の基準の一つで、前年の世帯の総所得額が、生活保護法による保護の基準に基づき算定したその世帯の最低生活費の1.3倍未満の世帯は、準要保護者に認定している。

（委員長） 変更の理由は。

(担当) 平成17年の三位一体の改革の中で、準要保護者に対する国庫補助が無くなったことが一つの要因と考える。

(委員長) 1.3倍未満というのは、神奈川県内の市町村も同じなのか。

(担当) 詳細なデータはないが、近隣の茅ヶ崎市、藤沢市については1.3倍となっている。その他の市町村については、1.2倍や1.5倍のところもあり、各市町村によって違う。

(委員長) 就学奨励費は、国庫補助の部分が多いように見えるが、実質は1/5程度との説明ですが、就学奨励費の方が支給対象金額及び品目が多いのか。

(担当) 品目については就学援助費とほぼ同じとなっている。

(委員長) 就学援助費(要保護者)は、国庫補助金が小学校6万円で、就学奨励費は小学校12万2千円と倍になっているがなぜか。

(主管課長) 理由の一つとしては、特学の場合に、宿泊訓練というのが学期ごとに泊まりであるので、そういった部分の校外活動費がかなり嵩んでいる。就学援助費は実質的に要保護者の修学旅行費に対する国庫補助となっている。

(副委員長) 就学援助費の交付要綱について、学校教育法の第19条に基づき、市町村は必要な援助を与えなければならないとされているが、品目については国が定めたものだけか。それとも町として付加している品目はあるのか。

(担当) 項目については、国に示された品目を基準としている。町が独自に支給しているものについては、メガネ購入費が町独自のものとなっている。なお、このメガネ購入費については、概ね近隣市においても品目にあるものとなっている。

(委員) メガネ購入費は、申し込みすると2万円支給されるのか。

(担当) 学校で健康診断があり、視力検査で片目が裸眼視力もしくは矯正視力で0.7未満の方が就学援助費のメガネ購入費の援助対象となっている。

(委員) 物価価格というのは反映されるのか。

(担当) メガネを購入した金額を援助することになっている。限度額は2万円となっている。

(委員) 準要保護者の所得額で対象か判断することだが、持ち家とか車とかは判断材料となっているのか。生活保護だとその辺りは判断基準に入っていると思うが。

(担当) 持ち家や車は、判断基準にはしていない。

(委員) 生活保護を基準とするならば、生活保護の判断基準も反映するべきではないかと思う。

(副委員長) この援助等を利用する方は、経済的に苦しい方だと思うので、新入学学用品の支給時期が7月になるのはおかしいのではないかと。事務的に申請の受付が4月から5月で難しいのは分かるが、本来の主旨として出来るだけ早く支給するのが本来だと思う。今後議論していただければと要望として申し上げる。

(委員長) 新入学の学用品の金額について、国が定めた金額がベースになっているとのことだが、制服や体操着などの実際額は計算されたりしているのか。

(担当) 以前調べた金額では、中学校ですと制服が平均3万7000円くらい、体操着が平均1万4000円くらいとなっている。

(委員長) 国をベースにすると足りないのではないかと。

(担当) 就学援助費というのは、学校でかかった費用の一部を援助する制度となっている。

(委員長) 担当からこの事業に対する課題とか問題点はあるか。

(担当) 最近、外国籍の方の申請が多くなってきており、外国籍の方は基本的に就学義務はないのだが、日本人と同じ学齢に達した方については、寒川町立の小中学校に入学するかどうか希望をとっており、希望する方については原則就学するという状況の中、所得の少ない方で申し込みをする際に、就学援助制度のお知らせなどパンフレットが日本語で書かれているため理解されないケースがあることから、外国籍の方にもスムーズに説明出来るようにすることが課題となっている。

(委員長) 近隣でも外国語で資料を作っている所があるので、参考にしてみても良いのでは

ないかと思う。

(委員) 公平性が保たれている確認は出来るのか。

(主管課長) 申告に基づいて信用してやらざるえない状況となっている。

(委員) 今国が生活保護を下げるようなことを言っているが、その場合援助費については上がるのか。それとも下がるのか。

(担当) 国では、就学援助のための生活保護基準額というのが毎年定められており、この8月に生活保護費が引き下げられるとの話があるが、今年度に限っては、就学援助の対象者が受けられなくなるようなことはない。ただ、来年度の保護基準額が、引き下げられた場合については、今まで基準で受け入れられた人が受けられなくなってしまうケースが出てくる可能性があると考えている。

(委員長) 就学援助費は実費というのが多いが、その都度、申請書類を出すのか。

(担当) 学校から会計報告を教育委員会に出してもらい、それに基づき審査をして支給している。

(副委員長) 医療費で学校保健安全法に定めた疾病とあるが、何が対象なのか。

(担当) 就学援助の医療費の対象となる疾病というものが決まっており、虫歯・中耳炎・慢性副鼻腔炎など、そういった学習に支障が生じるまたは感染性の恐れのある病気に対して医療費を援助している。なお、状況としては、ほぼ100%虫歯治療となっている。

(委員長) 町の施策としては、この準要保護の人をどこまで支援したいと思っているのか。

(主管課長) そういう所にお金をかけた場合、もっと学校教育の内容で充実したい所を削らなくてはならなくなるため、兼ね合いの中では、今行っている程度でちょうど良いバランスがとられているのではないかと思う。近隣市町村と比べるわけではないが、すごく劣っているということであれば困るが、抜きに出てそこを手厚くするということは、他の部分で我慢して押さえていることもあるので、そこまでまわし切れないのが状況となっている。

○公園等整備事業

○公園等運営管理経費 《都市計画課》

事業の現状・課題	<p>【公園等整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本事業では、県の目標に沿い、町民1人あたりの公園面積5.5㎡を目標として整備を進め、現状値は3.9㎡である。しかしながら、横浜市や川崎市のような都市部に位置する自治体と違い、豊かな自然に囲まれている寒川町において、県平均である5.5㎡を目標とする意義があるのか疑問である。 ◇ 矢島公園の整備に多額の費用をかけているが、実際に使いやすい公園なのか、地域住民の意向が反映されているのか疑問である。 <p>【公園等運営管理経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 公園の維持管理に関し、除草清掃、芝生管理、樹木選定、遊具等安全点検などを業者委託し、適正に管理している。なお、業者の選定にあたっては、より安価なシルバー人材センターを活用するなど、コスト削減の観点からも対応している。 ◇ 他自治体では、公園の維持管理を市民ボランティア団体と協働して行うケースも多いが、寒川町にはそのような活動実績はない。 	
	事業の方向性	要改善:3 現行:1 抜本的見直し:1
評価結果	<p>【公園等整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 現状の町民1人あたりの公園面積3.9㎡に関し、町民から特段の不満は無いようであり、また、現在の町財政状況から判断しても、県の目標に対し早急に対処する必要はないと思われる。今後、整備目標等を設定するにあたっては、単に県の目標に沿うのではなく、寒川町の地理的特徴や町民ニーズを踏まえて町独自の目標を掲げるべきである。その際には、町民の居住エリア・年齢層等を考慮し、遊具中心・緑中心の別など、町民ニーズに沿ったきめ細かい整備計画の策定が望ましい。 ◇ 矢島公園の整備については、地域住民の要望を確認し、主たる使われ方を想定したうえで整備する必要がある。 <p>【公園等運営管理経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 事故に直結しかねない遊具等安全点検については、点検スケジュールや点検整備表を作成し、点検漏れの無いよう留意する必要がある。 ◇ 公園の維持管理については、地元自治会の活用や公園ボランティア団体の設立支援など、官民協働で実施する道を探るべきである。 	
	予 算 額	<p>【公園等整備事業】 現行:4 減額:2</p> <p>【公園等維持管理経費】 現行:5 減額:1</p>
<p>【公園等整備事業】</p> <p>《現行》公園内施設の整備については、必要性を十分に吟味のうえ実施されたい。</p> <p>《減額》新たな公園等の整備は、抑制されたい。</p> <p>【公園等運営管理経費】</p> <p>《減額》 ◇ 公園の維持管理については、町民との協働により予算の減額を図られたい。なお、予算削減という観点のみならず、町民に愛される公園づくりという観点からも、協働による実施は有効であると考えます。</p>		

《公園等整備事業（公園等運営管理経費）に係るヒアリング・協議の内容》

- （委員長） 寒川は、一人あたり公園面積 3.9 m²という状況だが、外部評価委員的には、感覚的に公園が多いように感じるか。
- （委員） 寒川は全体がグリーンベルトだから、県が示す公園面積にこだわる必要がないと思っている。
- （委員長） 遊具のある公園は結構多いのか。
- （主管課長） ほぼ帰属を受けているような街区公園と呼ばれる30カ所については何らかの遊具が設置されている。
- （委員長） 使用されている状況なのか。
- （主管課長） 使用頻度の高い中央公園は、先日遊具の点検をしたが、金属が摩耗しており使用を止めた形からブランコに今度は転換して使うようなケースがある。使用頻度が高い中央公園などでは、比較的遊具の使用が高い、また劣化も激しいという形となっている。
- （委員長） 町のパトロールを不定期で行っているとのことだが、不定期というのはどれぐらいのことを言っているか。また、例えば公園の遊具一覧があつて、ちゃんと点検をした旨を書いているか。
- （主管課長） そこまでの細かいチェックはしていない。
- （担当） 随時、定期的に公園に行ったときに、職員で目視点検及び触手点検を行っている。
- （委員長） 随時というのが、年に何回くらいなのか。
- （担当） そのためだけに行くということを決めているのではなく、町民からの苦情だとか、公園近くの現場に行った際、点検を行っている状況なので、多いときは多いですし、出かけることが少なければ少ないという感じです。
- （委員長） そうすると、見ている所と見ていない所があると思うが、見ていない所は全然パトロールをしていないような所もあつたりするのか。
- （主管課長） 実際にはご指摘のとおりです。今後すべての公園を点検するため、一覧及びチェックリストを早急に作成し対応します。
- （委員） 遊具の点検については、ある程度専門知識がないと出来ないと思うのだが、その他の管理について自治会に任せるということは、考えていないか。
- （主管課長） 検討課題の中で、ボランティアの活用を含めて、他市の状況の中では、公園愛護会というような、ボランティアという形で作業している所もある。ただ、地域との温度差があり、一律の形というのが検討課題になっているという認識はしている。
- （委員） 矢島公園について、ある時に突然田んぼの中に出来た公園らしきものが出来たという感じだが、公園を設置した経緯としては町民からの要望なのか。
- （主管課長） 田端地域への対応ということで、政策的に設置したものとなっている。かつて田端地内に二本松公園という公園があり、その公園が一般の企業へ売却するという経緯があり、その代替えという形になっている。
- （委員） 多額の金を使うことはないと思う。設計思想がわからない。500嵩上げていて、2000の網フェンスで囲っている。何のためにしたのかが分からない。また、草も生えていて転圧もかかっていない。管理はどこに委託しているのか。
- （担当） 除草清掃については、シルバー人材センターに他の公園も含めて委託している。
- （主管課長） 設計思想についての経過は、認識していない。
- （委員） ほとんど工事は終わっているのだが、次に何をするのか。
- （主管課長） 今年度、常設のトイレを設置する予定となっている。
- （委員） 仮設でいいのではないか。使っている人がそんなにいるように思えない。
- （委員長） 整備されるのであれば、近隣の方などにニーズ調査をして利用しやすい公園にしてはどうかと思う。工事契約について、矢島公園は落札率が98.11%で比較的が高いが、

応札者は他にいたのか。

(担当) 昨年のことなので、何社が入ったか調べてないと分からない。

(委員長) 98.11%は高いので、調べてください。

(委員) あと2000の網ネットで囲んだ経過と嵩上げした経緯も調べてもらえますか。

(主管課長) 分かりました。

〔後日回答〕 ページのとおり

(副委員長) 寒川町の公園3.9㎡となっているが、今後も増やして行きたいという考えか。

(主管課長) 基本的には、指標を出しており、5.5㎡という将来的な目標を実施計画の中で掲げている。目標であるので、担当課としては整備を続けて行きたいと考えている。

(副委員長) 公園でも都市公園法に基づく公園の位置づけがあると思うが、寒川町は都市だと思っているのか。耕地面積から言うと田んぼだとか畑が多くあり緑も多くある状況の中で、財政状況も厳しく優先順位をつけていかなければならないときに、本当に公園を作っていく状況なのか。ただ、計画があるからそれに基づいてやっていくというのは、担当としては分かるが、だけでも寒川の将来を踏まえて必要なのか、計画を抜本的に見直すことも視野に入れて今後検討してもらいたい。

(主管課長) 小さい公園など、今後、寒川の土地利用がどう図られていくかということも大きな部分でもあり、小さな街区公園については、開発に伴って公園を整備して帰属してもらったものであるので、計画的にという部分では今後の検討していく上で、受け止めさせていただければと思っている。

(委員) 公園の全体的な計画の中で、内訳で高齢者向けの公園だとか、子供向けの公園とかそういう性格とかは小分けにしていたりするのか。

(主管課長) していない。

(委員) 寒川町の人口分布から、公園ごとに性格を分けていった方が、使い勝手が分かれるのでいいのではないか。それと防災用にこの辺の地域に絶対必要なのであれば、それなりに設備も作っていくとかを計画的に目安を作った方が良いと思う。

(副委員長) 公園等運営管理経費の中で、先日、寒川町シルバー人材センターについてこの場でヒアリングをしたのだが、この経費の中で、委託の半分以上がシルバー人材センターに委託をされている。これはシルバー人材センターを育成強化するために委託先としてあげられているのか。

(主管課長) 高齢者の活用というところも踏まえて、育成というのも一つの観点としてある。ただ、これを専門業者に委託していくと、金額的なものがこの運営管理の中でさらに増額しなくてはならないということから、両方を加味した上でのシルバー人材センターを委託業者として利用している。

(副委員長) シルバー人材センター以外に委託しているものについても、シルバーで出来るようなものが見受けられるのだが。

(主管課長) 基本的には、シルバー人材センター以外が請け負っているものについては、専門的な部分であるため、そのような業種となっている。

(委員長) シルバー人材センターは、随意契約で良いという資料をいただいたが、その他の業者については競争入札なのか。

(担当) 剪定関係については一般競争入札、汲取清掃委託については随意契約となっている。

(委員長) 現在、公園に防犯カメラが付いている所はあるか。

(担当) 今回の駅前公園が初めてです。

(委員長) 防犯カメラは付けただけだと、抑止効果は多少あるのかもしれませんがモニターについてはどう考えているか。

(主管課長) モニターについては設置する予定はない。ただ映像を記録しているので事後に確認する形になっている。

(委員長) 180万円というのは1基なのか。

(担当) 実際の入札価格は168万円だが、3基を予定している。

(主管課長) 町として駅前公園に防犯連絡所を開設しており、駅前中心で防犯を高めていくことを踏まえて、3台の防犯カメラを設置することになっている。

(委員長) 他市町だと一つの公園にボランティア組織がついて活動している所があると思うが、寒川にはそういう公園はないのか。

(主管課長) 現在はない。

(委員長) 予定はあるのか。

(主管課長) 今後については、協働推進課でも推進しているボランティアの団体の中での連携が課題であると考えている。

○広域リサイクルセンター管理運営経費 《環境課》

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 寒川広域リサイクルセンター、茅ヶ崎市と共同設置したもので、開設から1年が経過し、当初の計画どおり順調な運営が行われている。 ◇ プラスチック製容器包装については、その分別基準が分かりにくいことから異物混入率が高く、手選別作業時の環境悪化(悪臭)の原因となっている。 ◇ 平成26年度からの長期包括運営責任業務委託精度の導入に向け、その準備を進めている。長期の業務委託により、町財政負担の平準化を図ろうとしている。 			
	事業の方向性	現行:3	要改善:1	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ◇ リサイクルセンターが稼働してから1年が経過し、啓発施設の利用も含め、おおむね順調な運営がなされている。 ◇ 寒川町民及び茅ヶ崎市民に対し、分別と排出抑制に関する周知・啓蒙活動を行い、分別の徹底を図られたい。なお、分別の徹底と責任明確化のため、近隣自治体では個別収集を行っているところもある。費用対効果を検証し、個別収集の可否についても検討されたい。 ◇ 手選別作業場の環境改善のため、次の事項について検討されたい。 <ul style="list-style-type: none"> * 悪臭の原因となり得る生鮮食品、冷凍食品、納豆などの包装については、プラスチック製容器包装の対象外とし、可燃ゴミとする。 * 作業環境が比較的良好な他自治体があれば、そのノウハウを取り入れるなどのベンチマーキングを行う。 ◇ 長期包括運営責任業務委託の委託期間は18年と長期に亘るため、先行自治体の実例を研究するとともに、徹底的なコスト分析や業務終了時の報告・評価手法など、あらゆる可能性を検討し、寒川町・茅ヶ崎市にとってメリットのある契約となるよう勤められたい。 			
	予 算 額	現行:3	増額:1	減額:1
<p>《現行・減額》 長期包括運営責任業務委託に関し、十分な調査、研究、検討を重ね、町の財政負担軽減を図られたい。</p> <p>《増額》プラスチック製容器包装について、分別が分かりにくいいため、周知方法を検討し、町民に対し細かく説明する必要がある。</p>				

《広域リサイクルセンター管理運営経費に係るヒアリング・協議の内容》

(委員) 目久尻川沿いの道路について、収集車が通るのには狭くないか。

(場長) 約300m距離があり、中間に一カ所待避所がある。当然リサイクル業者の大きいトラック及び一般収集車・乗用車が通りますが、比較的に見通しがよく、また行政関係車については20キロ以下で走行することを徹しており、安全を喫していますのでクレームも受けたことがない。

(委員長) 長期包括運営責任業務委託について、スケジュール等を踏まえ詳しく教えてもらいたい。

(場長) PFI法は建設からそのまま引き続き業務管理をするものですが、リサイクルセンターについては既に建設済みですので、この施設についてはPPP事業になっている。茅ヶ崎市と寒川町の共同運営している上で、出来るだけ費用をかけずに安全で確実な運営を行い、循環型社会に貢献するのが主旨で、今回長期包括運営責任業務委託を導入するものとなっている。

スケジュールとしては、既に町ホームページで実施方針の公表は7月に行っているところだが、平成26年7月から平成44年3月31日の17年9ヶ月間の期間で長期運営をするものとなっている。

(委員長) この期間になった理由は何か。

(場長) 一つとしては、長期包括の目的としてプラントが壊れて、稼働が停止になってはいけないという主旨がある。現行の単年度契約は、維持管理の計上が難しく、壊れたときに対応しなければならない状況が想定される。そういったところを解消するため、メインプラントの対応年数が15年から20年の対応年数となっており、平成24年4月から稼働しているので、長期包括を導入する時には、既に2年が経過しています。以上のことから20年から2年を引いた18年とした。

また、もう一つの理由としては、募集する事業者にその間に大規模な改修をしてもらい、長期包括が終わった以降、さらに5年間機械が壊れること無く引き続き運営できるようにすることが条件という意味で設定している。

(委員) 仕事の中身は、維持管理だけなのか。

(場長) リサイクルセンター運営に関わる全てとなっている。施設見学などもお願いすることになる。

(委員長) 長期包括運営責任業務委託の委託業者というのは、新明和工業ですか。

(場長) まだ決まっていない。一般に公募する。

(委員長) 公募のスケジュールはどうなっているか。

(場長) 実施方針を周知したのが7月末です。この後スケジュールは、約18年の担保が必要なので、議会で債務負担行為の議決をいただく予定となっている。その後、正式に事業者選定の公表を行い、資格審査をクリアした業者が18年間の事業プランの提案を出し、12月にかけて選定する。またその後、SPCという特別目的会社を作っていただくことを考えております。これは業者が決まった際に、業者が連鎖倒産を避けるためにグループで出資し、独立した会社をリサイクルセンターに作ってもらい契約をする予定になっている。その契約をした後に約3ヶ月間の研修だとかを含めて7月に導入するスケジュールになっている。

(委員) 茅ヶ崎市とは、今までどんな話をしているのか。茅ヶ崎で調査会社に依頼してどのように管理委託やったらいいかとの話を去年調査したとの話を聞いたのだが。

(場長) それは寒川町が行った。基本的にはリサイクルセンターについては茅ヶ崎市から事務委託を受けているので、長期包括を導入した際の可能性調査として行っています。

(副委員長) 今は新明和工業に委託しているが、長期包括にした場合、単年度契約の額より

安くなるのか。

(場長) 安くなる。

(副委員長) 根拠はあるのか。

(場長) 可能性調査で費用対効果を出した結果安くなる。

(委員長) 大体どのくらい安くなるのか。

(場長) 今現行の事業費が年3億弱だが、新たに大規模改修を含め維持補修費を追加して、おおよそそのくらいの金額になると思われる。

(副委員長) 気をつけなければならないのが、私も以前神奈川県で、4年生大学を作った際には、30年間で建物から管理全部含めて委託に出した。その時は利息にも利子を付けた。そういった面で、本当に安くなっているのかどうか疑問に感じる。

あと長期包括が建設をした新明和工業以外になったときに、維持管理が出来るのかも確認をした方が良いのではないかと考える。

(委員) リサイクルセンターは臭いがすごいのだが、あの臭いを発生させている原因は何なのか。

(場長) 一般的には、収集された資源物に何らかの異物が付着されていることが原因だと思われる。

(委員) その臭いを取るためにどのような努力をしたらいいと考えるか。

(場長) 今の分別の状況を理解してもらうことだと思っているので、施設見学等や、それぞれ市と町の広報では資源を出すときには、軽く水ですすぐとか、汚れをとりましょうという形で掲載している。それが徹底されれば、基本的には臭いのないものが入ってくると考えてる。

(委員) 寒川町が各家庭に発行しているごみの冊子では、汚れのひどいものは可燃物となっている。しかし汚れのひどいという限度がわからない。またプラスチックを回収するのに他の資源である水ですすいでから出すというのは大変だと思う。食品に使ったものはすべて可燃物にして燃やすことまで踏み込まないとあの臭いは消せないと考える。現場に出て現場の声を聞きなさいと町長から指示が出ていると思うが業者と一緒に分別作業をしてみたらどうか。

(主管課長) 場長がいるので、場長がその作業を率先して今やってもらっているところです。臭いについては、分別がいきとどいていないことが原因と思われ、各自治会に分別のお願いをしており、また、リサイクルセンターを活用して見学会を開催し分別の徹底をお願いしている。ごみ収集については、環境課資源廃棄物担当が担当となっており、ごみ収集の措置及び説明会を行っている。広報5月号では見開き8ページでごみの特集を行い、町民に周知した。今後についても啓発等周知徹底していきたいと思っている。

(委員) 啓発を絶えずしていかなくてはならないことは分かる。だが限度があると思うので、費用対効果を含めて、検討された方が良いのではないか。

(委員長) 他の自治体では、同じくらいの悪臭なのか。

(場長) 平塚、横須賀などに行ったことがあるが、手選別室には入れなかったのが分かりません。

(委員長) 他の自治体で、先端の所があるならば、先端自治体に見学に行き、啓発活動のことについても聞いて、市民がどのように分別しているから臭気が低いところまでやっついていかないと難しいと思う。臭気が低いところは絶対に住民が努力していると思う。

(委員長) 今は1年が経ち、計画書事業の9割ですが、今後大丈夫なのか。

(場長) 排出する量が抑制されている部分があると思われる。

(委員長) 鎌倉市は先端だが、排出量が上がってきている。今9割だが、今後下がっていくといった保証がないと思う。

(場長) プラスチック製容器包装については、茅ヶ崎では昨年3月まですべて可燃ごみで焼却していたものが入ってきている。またある程度人口等において考えており、施設の処

理能力的には今の状況で問題なく進むと考えている。

(委員長) 人件費の83%が茅ヶ崎市負担で、資源物の搬入量については19.3対80.7の割合だが長期包括運営責任業務委託にしたときには、茅ヶ崎市と寒川町の負担は年々変わるのか。

(場長) 搬入率によって変わります。また、茅ヶ崎市と覚え書きを結んでいる。

(委員長) 長期包括運営責任業務委託は、委託期間が長いが、業者によりよい業務をしてもらうインセンティブがはたらくような工夫はあるのか。

(場長) 指定管理と違い、町の職員が1名もしくは2名モニタリングとして随時常駐する。また、長期包括では、手選別作業でしっかり異物がとれているか確認する協会の品質検査あるいは、リサイクルセンターが独自に行っている品質検査で、ペナルティラインを設け、ある一定のペナルティがあった場合は、その間費用の数%程度を減額措置する形の契約を結ぶ予定となっている。

(委員長) 逆に企業努力をし、当初の委託契約の費用よりも安く行った場合には、それは企業の取り分になるのか。

(場長) そうです。

(委員長) 長期包括運営責任業務委託を行っている前例はあるのか。

(場長) 平成21年度から平塚市のリサイクルプラザで行っている。

(委員長) 行政サービスは、量と質と価格があると思うがすべて良くなったのか。

(場長) コンサルを通して確認しましたが、価格面及びサービス面の両面からも費用対効果があったと聞いている。

(委員長) 平塚市で委託を受けている業者は、施設を作ったところなのか。

(場長) 違う業者が落札した。

(副委員長) 資源化して売却しているが、平成24年度はどのくらいの収入だったのか。

(場長) 約8,300万円となっている。

(副委員長) 長期包括運営責任業務委託にした場合、その収入についてはどう考えているのか。

(委員長) 収入業務について請け負う業者のリスクとなるので、すべて町が持つことになる。資源物入の売買・契約は町が行います。以上から、歳入が業者に還元することはありません。

(委員長) モニタリングの1名若しくは2名の常駐の費用はどこが持つのか。

(場長) 茅ヶ崎市と寒川町で人口割により負担することになっている。

(委員長) 長期包括運営責任業務委託の町民への周知は頻繁にしているのか。

(場長) 今後検討し、周知したいと思っている。

○救急医療確保対策事業 《健康・スポーツ課》

事業の現状・課題	<p>◇ 休日における救急医療体制については、町内15医療機関による在宅当番医制度(1医療機関あたり年5回程度)で運用しているが、各医療機関の診療科目は様々である。平成24年度の受け入れ実績1,224件のうち小児科受診件数が547件で全体の44.7%を占めており、町民からすると当番医が小児科でない場合には、近隣他市の医療機関を受診せざるを得ないという不便な状況で、町民ニーズに対応できていないと言える。また、医療機関によっては、年間10件程度しか受け入れ実績のないところもあり、医療機関間での不公平感も相当高い状況にある。</p> <p>◇ 町内に救急対応の拠点となる公立病院が無いため、平成24年度の救急車搬送実績1,809人のうち、町外への搬送が1,433人と全体の約79%を占めており、更に、町内搬送のほぼ全てを町内に1件のみである救急告示指定病院の寒川病院に搬送している状況である。</p> <p>◇ ドクターヘリの発着所は中央公園1カ所のみで、平成24年度の寒川町の使用実績は6件と少ない状況ではあるが、重度症例患者を搬送し高度救命措置を行うことにより、住民の期待に応えていると言える。</p>	
	事業の方向性	要改善:2 拡充:1 抜本的見直し:1
評価結果	<p>◇ 休日における在宅当番医制度は、利便性・効率性の点で問題があり、また、将来的には町内医療機関の医師の高齢化等により医療機関確保が難しくなるなどの懸念もあることから、今後も現制度を維持することは難しいと思われる。また、現在の救急車の搬送状況をも踏まえ、次の事項に関し早急に検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 町内に医療センターを設置 * 寒川病院に夜間救急救命センターの設置を要請(町のバックアップ等の支援体制が必要) * 広域連携による取り組み 	
	予算額	現行:4 増額:2
<p>《現行》 現行の在宅当番医制度については、1日あたり約12万円の経費で妥当な金額であるが、現行制度の問題解消に向け、予算増額を避ける形で広域連携等に係る検討を早急に行われたい。</p> <p>《増額》 ドクターヘリについては、高齢化社会に伴い、その需要が今後さらに増加すると思われるため、発着所の増設が必要。</p>		

《救急医療確保対策事業に係るヒアリング・協議の内容》

(委員長) 受け入れ拒否対策については、なにか出来ないのか。

(主管課長) 湘南地域においては、神奈川県の中でも受け入れ拒否が出ないような対策をとっている中で、消防もどこの病院に連絡すれば受けてもらえるか連携を諮っていることと、病院の受け入れ体制が良いことから、非常に受け入れが良いと聞いている。

(担当) 今年の6月1日から、「神奈川県傷病者の搬送及び受け入れの実施基準に定める受け入れ医療機関確保基準に関する申し合わせ事項」というものを締結した。内容は、寒川町・茅ヶ崎市・藤沢市と茅ヶ崎市立病院、藤沢市民病院とが締結先で、救急に出てから、消防職員が4回以上問い合わせた場合若しくは、現場の滞在時間が30分以上経過した場合は、優先的に受け入れてもらえるといったこととなっており、以前以上に受け入れ体制が整っている状況となっている。

(委員長) 救急受診件数が休日昼間で1224件で、休日診療を行っている日数が72日ということで1日平均約17人ということだが、ニーズがあるということなのか。

(主管課長) 現実的には診療科目の中で、人数の大小がある。

(委員長) ホームページ等で担当が分かるが、それによって行くかどうか決める人もいるのか。

(主管課長) おそらくあると思う。

(委員長) 近隣も担当当番医ではなくて、一つの場所を借りて医者が来て休日診療を行う体制をとっているところもあると思うが、それと比べて人数的には平均17名というのはどうか。

(主管課長) 茅ヶ崎市の場合は、急患センターがあり、医師がローテーションを組み行っていますが、専門性のある科目が開かれていると受診される方は科目により受診しに行かれると思うので、科目が定まった方が受診しに行く人は多いのではないかと思う。

(委員長) 概要説明書では、効率性が適切であるが改善の余地があると記載されているが、担当医の専門が違うということですか。

(主管課長) 乳児の場合、一定の先生でないと扱えないので、診療の場合は事前に電話して診療出来るか確認をとるようにしている。

(委員長) 平均にすると1日17人ですが、これは診療科目によってバラツキがあるということか。

(担当) そうです。特に小児科の先生の場合は多いです。平成24年度の休日昼間だと、総数が1229件のうち547件が小児科関係の先生が診療している。

(委員長) ニーズには応えられていないのか。

(主管課長) これまでは茅ヶ崎市民病院などをお願いして対応しています。現実問題として茅ヶ崎市立病院の小児科が非常に混み合っているということで、昨年度から茅ヶ崎市では、平日夜間に小児科を実施したと聞いている。

(副委員長) 搬送先について消防で把握していると思うが、その資料をいただきたい。

(主管課長) 後日回答します。

[後日回答] ページのとおり

(委員長) 国・県からの補助金が、1/3と記載されているが詳細を聞きたい。

(担当) 県の基準単価があり、それに日数をかけてその値の1/3となっている。

(委員長) 基準単価というのは、1日ということか。

(担当) 半日単価で、昼間の部分と夜間の部分が同じ単価で定められている。

(委員長) 県が定めている基準単価(65,956円/1日)は、1日これくらいで済むという見積りだと思うが、町が支払っている金額が111,300円というのは妥当なのか。

(主管課長) 近隣の委託料を把握していないのだが、通常会議などで来ていただいている単

価とかを鑑みると、高いものとは言えないと思っている。

(委員長) 会議なので来てもらっている時に単価はいくらなのか。

(主管課長) 検診等で来ていただいている時は、2時間程度で2万円くらいとなっている。

(委員長) 寒川町内15医療機関の中で、受診率の偏りがあるみたいだが、医師の中では納得しているのか。

(主管課長) 納得というか、医師は忙しくても自分で受けとめられれば診療していただけると思うが、専門外でそれをお断りせざるえない時の心苦しさを考えると、かなり精神的なご負担を与えていると考えている。

(委員長) 眼科と耳鼻科は広域で行っているが、小児科とかを広域で行うことは出来ないのか。

(主管課長) 現実問題として、医師の先生がかなり高齢化となっており、平成23年度は16箇所の医師の方をお願いしていたのだが、1カ所閉院され、現在15カ所で回してもらっている。先生方の負担が増えていることや長期休暇時期においても当たってしまうと医師の先生の身動きがとれない状況となっているため、今後の方向を考えると、どこかで転換期は必要だと思っている。

(委員長) 町民の声として、子供が病気になったときに安心出来ないといったような声はないか。

(主管課長) 具体的に休日在宅医のシステムについての声は届いていない。

(委員長) ドクターヘリの負担金はどのように出しているのか。

(担当) 計算が複雑なのだが、決算額の全体金額1/2を国が負担し、全体金額1/3を神奈川県及び山梨県が負担。残りの1/6が市町村の負担となっています。また、市町村の負担金であってもその中で、通常かかってしまう均等割というのと、実績分があり、実績分の中には固定分及び流動分に分かれています。要請回数によって変わるのが、実績分の中の流動分となっている。

(委員) ドクターヘリを要請する判断はだれがするのか。

(主管課長) 消防で判断している。ちなみに必ず毎年、ドクターヘリを要請したことの判断が良かったのか、または間違っていたのかを県の連絡調整会議で一例ごとに検証している。

(副委員長) 平成24年度休日夜間に102件きているが、これは救急車で運び込まれたのか。

(主管課長) 個人において車やタクシーで来院された件数となっている。

(副委員長) ドクターヘリの着陸地点が中央公園とのことだが、何か印はしているのか。

(主管課長) 芝生のところに着陸するので、印はしていない。

(副委員長) ヘリが降りるときに、町民がいるのではないか。

(主管課長) ヘリが着陸する際は、消防職員が芝生に入らないようにそれぞれに立ちまして芝生に立ち入らないように対応している。

(委員長) 診療科目の人数の詳細を教えてください。

(担当) 平成24年休日昼間ですが、内科507件、小児科547件、外科37件、整形外科48件、皮膚科57件、他に消化器系や産婦人科などがそれぞれ10件程度となっている。

(委員) 各病院からは休日在宅医に対して意見等でしていないのか。

(主管課長) 個別ではないが、医師会からは、条件整備の中で科目が自分の専門外の時に受けるのが厳しいといったことは聞いている。

○健康管理センター維持管理経費 《健康・スポーツ課》

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 健康管理センターは、町民の健康増進及び公衆衛生の向上に資するための事業を実施する団体等に限り利用を認めているが、施設の性質上、利用料は徴収しておらず、稼働率の把握も行っていない。(平成24年度から寒川町社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っているが、協定書においても施設稼働率に関する規定はない。) ◇ 旧館は昭和56年度、新館は平成2年度からの事業開始で、施設の老朽化が著しい状態である。 	
	事業の方向性	現行:2 要改善:2
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 施設の有効活用のため、また、町民の健康増進のため、指定管理者による自主事業を増やすとともに、施設稼働率の目標値を設定し、把握することが重要である。そのためには、指定管理者に創意工夫を促す仕組みづくり(協定書に規定を設けるなど)が必要である。 ◇ 老朽化により今後も修繕箇所の増加が懸念される。町事業(予防接種事業)による利用が減少していることから旧館廃止という方向性も含め、今後の活用を検討するとともに、中長期的な修繕計画の策定が必要である。 	
	予算額	現行:4
	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 現状を維持。ただし、現状の予算(協定)の範囲内で、健康管理センターの有効活用を図るべく、施設稼働率の目標数値を設定すること等に関し、指定管理者との協議・検討を実施されたい。 (受益者負担の観点から、施設利用(特に借地のゲートボール場)の有料化を検討し、歳入の増額を図られたい。) 	

《健康管理センター維持管理経費に係るヒアリング・協議の内容》

- (委員長) 施設利用件数 1,007 件のうち、町が関与して使用した件数と社会福祉協議会が主催した事業による使用件数及び町が関与せず、町民が使用した件数は何件か。
- (主管課長) 地域保健センターという性格なので、趣味の団体等の使用については基本的には行えない施設となっている。ただ、町においては、寒川町公民館が老朽化したことで閉鎖している状況となっており、その関係で公民館で活動していた町民が行き場が無くなってしまったことから、健康維持に関して活動している団体に限って使用することを認めている。
- (担当) 件数については、平成 23 年度の実績で、町事業としては 337 件、一般利用については 423 件、全部で 760 件となっている。
- (委員長) 平成 24 年度の使用件数が 1,007 件で平成 23 年度が 760 件では、随分使用頻度が違うのだが。
- (担当) 平成 24 年度からはゲートボール場の受付も新たに始まったので、プラス分についてはほぼゲートボールによる件数となっている。
- (委員長) ゲートボール場は今まで無かったのを作ったのか。
- (担当) 指定管理の業務の一部に入れたのが平成 24 年度となっている。
- (委員長) 公民館が開いていた時代は、趣味の団体には利用料は取っていたのか。
- (主管課長) 公民館は無料で貸していた。
- (委員長) 町の施設は全部無料なのか。
- (主管課長) 公民館は、社会教育施設となるので、地域の方々が生涯学習していただくための施設ということで、原則無料開放となっていた。
- (委員長) 指定管理の規約の中に、施設の利用促進という部分はないのか。
- (主管課長) 基本協定の中で、指定管理の団体を選任する段階では、自主的な事業を行い、集客も含めて施設の目的に叶った事業を行っていただいた方が良いという方向ではあった。
- (委員長) 自主事業を行ってもらいたいというのは中に入っているのか。
- (主管課長) 入っている。
- (委員長) その時に、稼働率及び参加人数の目標みたいなものはないのか。
- (主管課長) 協定書の中には入っていない。
- (委員長) 行ったかどうか判断はどうやってするのか。
- (主管課長) 絶対条件という形ではないので、それがないと出来ないという募集をかけていないので、出来る限りしてほしいというスタンスでいる。
- (委員長) 社会福祉協議会は、自主企画の事業たくさん行っているのか。
- (主管課長) 社会福祉協議会自体が、福祉団体ということになるので、福祉関係の事業は行っている。ただ、指定管理者としての事業となりますと昨年度は行っていない。
- (委員長) 各施設の予約はいつから行えるのか。
- (主管課長) 使用する日の 2 ヶ月前から受け付けている。
- (委員長) 指定管理の契約の中に、初めて 1 人常駐の人件費が入ったのか。
- (主管課長) 常時 1 名で 2 名体制というのが最低の条件となっており、社会福祉協議会の組織自体が健康管理センターに移ってきており、予算的にはそれまでは、社会福祉協議会補助金の中に人件費が含まれていた。しかしそうすると、一般に指定管理の募集をかけたときに、人件費が含まれていないと、まったく他の事業所との競合が出来ない状態で、対等の募集が出来ない状況だったので最低の人数の人件費を指定管理に含んだため、社会福祉協議会補助金を削った経過がある。
- (委員) 社会福祉協議会の選定基準で、施設が老朽化していることから、電気設備・機械設備の専門家がいないか。

(主管課長) この選定基準の中では、再委託を当初から認めているので、専門的な職員がいなくてはいけないといった条件は入っていない。

(委員長) 利用者アンケートをしているみたいだが、満足度は項目に入っているか。

(担当) アンケート結果を昨年度だし、この中では、施設に対しての満足度は項目に入っている。43名の方からアンケートの回答をいただき、窓口職員の対応が満足の方が27名、施設に対する満足度では20名の方が満足と回答している。設備については13名の方が満足となっている。

(委員長) 老朽化対策については、耐震基準をクリアしているようだが、全体的に建物を維持していく計画等はないのか。

(主管課長) 雨漏りに関しては、平成22年度に修繕をしている。大きな改修は終わりましたが、そこで手がけられなかった部分が若干残っているので、それについては改修しなくてはいけないと考えている。

(委員長) 考えているが、現段階では具体的な改修計画はないということか。

(担当) 屋上の防水工事については、平成26年に新館3階部分を行うことで予算計上している。

(委員長) 検診などを健康管理センターで行っていると思うが、レントゲンなど医療機器はこの施設には無いのか。

(主管課長) ありません。維持管理で大変なお金がかかり、専門の職員等も常駐させなくてはならないので、検診車等を配置できる事業所と連携を組み、希望通りに派遣してもらるのが一番合理的だと考えている。

○健康増進事業 《健康・スポーツ課》

事業の現状・課題	<p>◇ 各検診の目標値(受診率等)を設けておらず、単に前年度数値より多ければ良いという傾向が見られる。</p> <p>◇ 全般的に受診率が低いように感じる。(特に女性の受診率) 類似団体である愛川町と受診率を比較した場合、次のような差が生じているが、町として具体的な差異分析を行っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 愛川町の受診率は、胃がん検診：寒川町の3倍 乳房検診：寒川町の2倍 子宮頸部検診：寒川町の2倍 		
	事業の方向性	要改善:2	拡充:1 現行:1
評価結果	<p>◇ 検診の目標が疾病の早期発見であるのならば、目標とする受診率を明確にすべきである。愛川町の受診率がなぜ高いのか、差異分析を行うなど、ベンチマーキングを行い、目標達成のための改善や具体的な創意工夫を行うことが必要である。</p> <p>◇ 検診により疾病を早期発見し、治療を早期に開始することは医療費の抑制にもつながることから、受診率向上に努めるとともに、次のような具体的な事業展開を検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 死亡原因の上位である「がん」「心疾患」「脳血管疾患」に対する検診の充実 * 要精密検査対象者への受診勧奨と健康指導の徹底。また、精密検査の受診率を上げるため、検査費用の負担軽減についても検討されたい。 * 自治会館・地域集会所等で、検査結果に基づく指導や健康体操指導、生活習慣の改善指導などを実施する。 		
	予 算 額	現行:3	増額:2
<p>《現行》 予算の範囲内において、周知方法の改善など、受診率向上のために創意工夫されたい。</p> <p>《増額》 健康維持が一番重要であるため、検診を充実させるとともに、生活習慣改善のためのサポートを充実されたい。</p>			

《健康増進事業に係るヒアリング・協議の内容》

- (委員長) 受益者負担について、事前に質問させていただき、自己負担分の金額が記載されているが、実際にかかっているのはいくらか。
- (担当) 目安として集団検診は3割から5割が自己負担額で、施設検診については、2割から3割負担の自己負担となっている。
- (委員長) この自己負担の割合は、近隣自治体と比べてどうなのか。
- (担当) 同じくらい。なお、茅ヶ崎市とは同じ医師会にお願いしているので、同額にしている。
- (委員長) 愛川町と受診率に随分差があるのは、金額が違うからか。理由は分かるか。
- (主管課長) 日常的に愛川町と比べているわけではなく分からない。なお、受診率の出し方は市町村によって違うものがあり、このがんの場合は国の基準によって同じものがあって、今回人口が一番近いことから愛川町を比較として提示したので、今日までに分析が間に合わなかった。
- (委員長) いつもはどの市町村と比較しているのか。
- (担当) 特に比較はしていない。
- (委員長) 比較をしないと、行った事業が目標に対して進捗が達成しているかわからないのではないか。また、目標値は持っていないのか。
- (担当) 比較というのはしていないが、目標値については、国ががん検診の目標を50%としていることから、それに近づけようとしているが、中々それには近づいていないのが現状となっている。
- (委員長) では、どうしたら受診率が上がるのか考えなければならぬのではないか。
- (担当) 茅ヶ崎市が平成24年度のクーポン券の対象者に再勧奨通知という、1回目の検診手帳を送って受診してくださいという通知の後に、頃合いを見計らって再度送ったところ、検診の受診率が2倍になったというのを聞いたので、それを今回参考にし、受診率のアップを狙っていこうかと考えている。
- (委員長) 郵送料は倍になるということか。
- (担当) そうです。ただ、それだけ効果があってそれが後々ご本人達の健康に繋がっていけば良いのかと思っている。
- (委員) 女性の受診率が低いのではないか。
- (担当) やはり若い方の受診率が低く、乳がんは40歳から、子宮がんは20歳からクーポン券を出しているが、クーポン券の対象の年齢の中でも60歳に近い方が受診することが多い状況となっている。
- (主管課長) 若い方は、検診の仕方も含めて不安だと思うが、今年初めて成人式で子宮頸がん検診を受診するよう啓発を行った。
- (委員) 他の自治体では、集団検診が基本なのか。
- (担当) 基本ということではない。
- (副委員長) 健康増進事業というのは重要であり、寒川町の国保医療費の増大というのに繋がっており、いかに早く見つけて、早く治療することによって、税金の持ち出しが少なくなる訳なので是非この事業は積極的に取り組んでいただきたいと思う。
- (委員) 受診率だが、働いている人は会社で健康診断があると思うが、そういう人も含まれているのか。
- (担当) 抜いた計算で対象者を出して、町の検診を受診した人を計算し受診率を出している。
- (委員長) 無料クーポン券は、働いている人にも配られているのか。
- (担当) はい。年齢で配っている。
- (委員長) クーポン利用率の推移というのは、近隣自治体に比べてどうなのか。また、無料

クーポンの発行は町が独自に行っているのか。

(担当) 無料クーポンは、国が行っている事業なので全国一律で行っている。利用率については他自治体とは比較していない。

(委員長) 受診者数の経年推移で、子宮がんと乳がんが平成 21 年度の数字と平成 24 年度の数字だと半分以下なのはなぜか。

(担当) 平成 21 年度までは、全年齢を対象に行ったのだが、平成 22 年度から、2 年に 1 回受診できるよう 2 歳刻みで行っているため半分以下となっている。

(委員長) 何でそうなったのか。

(担当) 国からがん検診受診の指針が出されたため。

(委員長) 子宮頸がんのワクチンについて、副作用があるため止めたと聞いたのだが寒川はどうか。

(主管課長) 定期検診でこれまでは任意接種だったのだが、今年度から定期接種にしなければと移りかわってはいるが、事故というような話があり、積極的な勧奨はしない。ただ、病気のためにしたい方もいるので、ワクチンを打ってもらうことは問題はない。行政として積極的にすすめるはしない。町としては、通常の年だと中学校 1 年生に通知をして是非受けましょうという通知を出していたが、今年度については、通知をしていない状況となっている。なお、希望する方で基準に入っている方については医療機関において町の費用で接種することが出来るようになっている。